

第 2 次

北見市一般廃棄物処理基本計画

平成 3 1 年 3 月

北 見 市

～はじめに～

近年、地球温暖化を始めとする地球環境問題への対応が急務となっている中、国は、循環型社会形成推進基本法及び循環型社会形成推進計画に沿って、大量生産、大量消費、大量廃棄型の従来の社会の在り方や国民のライフスタイルを見直し、環境への負荷ができる限り低減される、循環型社会への転換する必要があるとしています。

そのような中、本市では、平成 21 年 3 月に「北見市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、食品ロスの削減や 3 R 運動の推進など、環境への負荷が少ない循環型社会を目指し、ごみの減量化を進めてきました。

今回、前計画の計画期間終了に伴い、社会情勢の変化、本市の廃棄物処理及び生活排水処理に関する現状や課題を踏まえたうえで計画を見直し、次の 10 年間のために「第 2 次北見市一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。

計画の基本理念である「環境にやさしい協働・循環型のまちの実現をめざして」は、市民・事業者・行政の協働により、これまでの計画の中で推進してきたごみの減量化を本計画でもより一層推進するとともに、新たな課題、社会情勢の変化に対応する施策を実施していくことで、環境負荷を抑制した循環型社会の実現に努めてまいりたいと考えておりますので、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

最後になりますが、本計画の策定にあたりまして、多くの貴重なご助言、ご提言をいただきました北見市廃棄物減量等推進審議会の委員の皆様をはじめ、貴重な意見をお寄せいただきました市民の皆様から感謝を申し上げます。

平成 3 1 年 3 月

北見市長 辻 直孝

目 次

第1編 総論

第1章 基本計画策定にあたって	1
1 計画策定の目的	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	2
4 計画の区域	2
第2章 地域の概況	3
1 まちの概要	3
2 人口	3
3 産業	4
第3章 基本計画の進捗状況	5
1 前計画の取り組みの評価	5
2 進捗状況の管理	7
第4章 国・北海道の計画	8
1 第四次循環型社会形成推進基本計画	8
2 廃棄物処理基本方針	9
3 北海道廃棄物処理計画	10

第2編 ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理の現状と課題	11
1 ごみの排出状況	11
2 ごみの分別と収集運搬体制	13
3 ごみの処理体制	15
4 ごみの排出抑制・再資源化	17
5 ごみ処理費用	19
6 家庭系ごみ組成	20
7 ごみ処理に関する課題	22
第2章 計画の基本フレーム	23
1 基本理念	23
2 基本方針	23
3 数値目標	24
4 市民・事業者・行政の役割	27
5 施策の体系	27

第3章	ごみ処理計画	30
1	ごみの発生・排出抑制のための行動の実践	30
2	分別・リサイクルの取り組みの促進	31
3	事業系ごみの排出抑制・リサイクルの取り組みの促進	32
4	環境教育と啓発活動による意識改革	33
5	安全と環境に配慮したごみ処理体制の確保	34
6	環境美化の推進	35
7	環境負荷の少ない適正処理の推進	35

第3編 生活排水処理基本計画

第1章	生活排水処理の現状と課題	37
1	生活排水の処理体制	37
2	生活排水の処理状況	38
3	し尿・浄化槽汚泥の処理状況	39
4	生活排水処理に関する課題	40
第2章	計画の基本フレーム	41
1	基本理念	41
2	基本方針	41
3	数値目標	42
第3章	生活排水処理計画	43
1	生活排水の処理計画	43
2	し尿・浄化槽汚泥の処理計画	43

第1編 總論

1 計画策定の目的

本市では、平成21年3月に「北見市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、目標数値の達成に向けて廃棄物処理及び生活排水処理の基本方針を掲げ、各種施策を推進してきました。

また、近年、大量生産・大量消費・大量廃棄という社会システムから、排出抑制・循環利用・適正処理による環境負荷を抑制した循環型社会への転換が求められています。

今回、北見市一般廃棄物処理基本計画の計画期間終了に伴い、前計画の検証・見直しを行うとともに、新たな課題にも対応する基本計画を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下、「廃棄物処理法」という。)第6条第1項に定める一般廃棄物の処理に関する計画(一般廃棄物処理計画)のうち、ごみ処理基本計画と生活排水処理基本計画から構成される長期計画です。

本計画は、本市のまちづくりの基本方針を示した「北見市総合計画」や「北見市環境基本計画」などとの整合性を図りながら、ごみ処理及び生活排水処理の基本的事項を定めます。

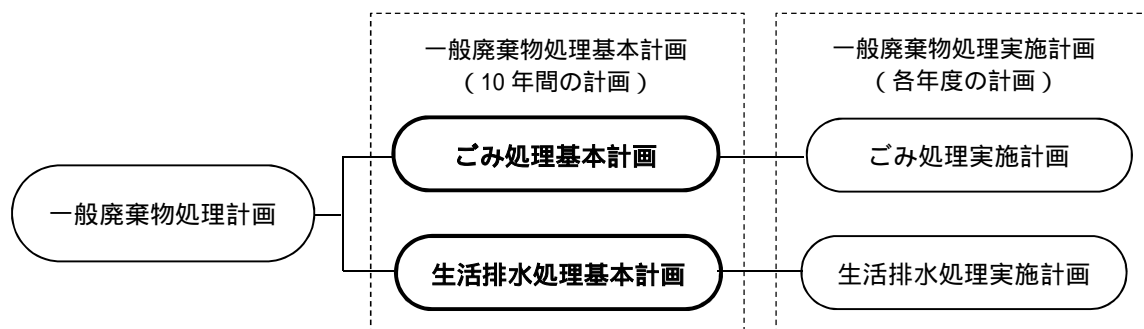


図 1-1 本計画の法律上の位置づけ

(注) 廃棄物処理法では、廃棄物は処理責任の体系から「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に分類されています。一般廃棄物とは、家庭から排出される廃棄物と、事業活動に伴って生じる産業廃棄物以外の廃棄物からなっています。なお、し尿を除くこれらの廃棄物を「ごみ」としていることから、家庭から排出されるし尿を除く廃棄物を「家庭系ごみ」、事業所等から排出されるし尿を除く廃棄物を「事業系ごみ」と呼称しています。

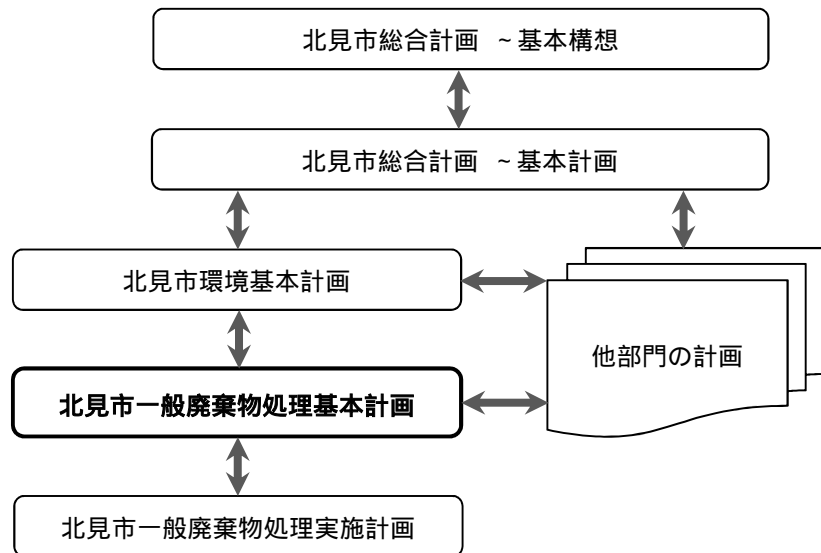


図 1-2 本計画の関連計画との位置づけ

3 計画の期間

本計画の期間は、2019年度から2028年度までの10年間とします。2023年度の間目標年度、もしくは目標の達成状況や社会情勢の変化などを踏まえた適切な時期に見直しを行います。

年度	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
内容	計画開始年度				中間目標年度					計画目標年度

図 1-3 計画の期間

4 計画の区域

本計画の対象区域は、本市の行政区域全域及び広域処理区域(訓子府町・置戸町)とします。ごみ処理及び生活排水処理の推進にあたっては、北見自治区・端野自治区・常呂自治区・留辺蘂自治区の4自治区間の連携を図ります。

1 まちの概要

本市は、北海道の東部に位置し、大雪山系から北見盆地を経てサロマ湖とオホーツク海に至る常呂川水系が貫流している人口約12万人のオホーツク圏最大の中核都市です。

平成18年3月5日に四季折々の鮮やかな自然とゆとりある都市空間を有する「北見市」、美しい田園風景が広がる「端野町」、ホタテなど水産資源に恵まれた「常呂町」、北海道屈指の温泉郷と林業で名高い「留辺蘂町」の魅力あふれる4つの地域が合併し一つのまちになりました。

多彩な地域資源を生かした農林水産業を基盤にオホーツク地域の産業・経済の中核都市として、医療・学術・教育・文化など各分野において活力あるまちづくりに取り組んでいます。



図 1-4 北見市の位置

2 人口

平成30年3月末の人口は117,939人です。世帯数は61,299世帯であり、1世帯あたりの平均人口は1.92人です。

表 1-1 北見市の人口

(単位：人)

区分	男	女	合計
年少人口(0～14歳)	6,630	6,337	12,967 (11.0%)
生産年齢人口(15～64歳)	33,496	33,533	67,029 (56.8%)
老年人口(65歳以上)	15,880	22,063	37,943 (32.2%)
人口総数	56,006	61,933	117,939 (100.0%)

平成30年3月末現在

3 産業

(1) 農業

石北峠からオホーツク海沿岸までの東西約 110 km にわたる広大な自然の中で、太陽と豊かな大地の恵みを受けて、稲作、麦類・馬鈴しょ・てん菜・豆類の畑作、たまねぎなどの野菜に加え、酪農・肉用牛・養豚などの畜産による多様な経営が行われています。

(2) 漁業

資源豊かなオホーツク海とサロマ湖に面し、外海ホタテ漁業、サケ・マス定置網漁業を基幹産業としています。その他に毛ガニやウニ、カレイなどの水揚げがあり、資源管理型漁業を進めています。サロマ湖内では、ホタテやカキの養殖、ホッカイシマエビ漁が盛んです。

(3) 林業

森林面積は、行政面積の約 66% を占めています。植栽や間伐などの森林施策が進められているほか、豊富な森林資源を背景に道内有数の集成材工場をはじめ木材を活用した林産業も盛んで、地元企業との連携を深めるとともに、あらたな木製品の開発や販売促進、木材の未利用資源を利用した木質バイオマスの取り組み、木育の普及・啓発などが進められています。

(4) 商業

本市は、オホーツク圏の中核都市として小売商圈の規模を拡大してきた商業の活発なまちです。中心商店街は、昔から小売・サービス・飲食業などの機能が集まる市民交流の場であり、さまざまなイベントを通して魅力ある商店街づくりに取り組んでいます。

(5) 工業

地域資源を最大限に活かした北見工業団地・北見ハイテクパークなどへの企業立地や産業間連携による新製品開発の取り組みを積極的に進め、付加価値を高めることによって物流コストを克服し、積極的な販路開拓を行うなど地域経済の活性化に取り組んでいます。

1 前計画の取り組みの評価

平成 21 年 3 月に策定した「北見市一般廃棄物処理基本計画」は、平成 26 年 6 月に見直しを行い、各種施策を進めてきました。計画に基づく施策の評価を以下に示します。

(注) 施策の評価は次のように表します。

- ・実施できたもの、充実が図られたもの
- ・成果が見られるもの
- ・取り組みの強化に至らなかったもの、計画の目標値から後退したもの
- ・実施できなかったもの ×

表 1-2 前計画の取り組みの評価(1)

施策		評価
ごみ処理基本計画		
【基本方針 1】ごみを発生させない環境づくりの推進		
〔基本施策 1〕 ごみの発生を抑制する活動の推進	1. ごみの減量化に向けた重点施策 生ごみの発生抑制施策の推進 レジ袋の削減とマイバッグ運動の推進 使い捨て製品の使用自粛の推進 販売店等の協力 フリーマーケットなどの推進 減量化実践行動の紹介	×
	2. 粗大ごみの減量化の推進	
	3. 資源ごみの減量化と処理費用の負担の調査・研究	
〔基本施策 2〕 環境教育と啓発活動による意識改革の推進	1. 環境緑化基金を運用した環境教育・研究などの推進	
	2. 講演会、懇談会などの開催	
	3. イベントの実施	
	4. ごみの組成調査の実施	
	5. 廃棄物減量等推進員制度の充実	
【基本方針 2】資源を有効に活用するシステムづくりの推進		
〔基本施策 1〕 徹底した分別による資源化の推進	1. 生ごみの堆肥化による減量化の推進	
	2. 落ち葉などの堆肥化及びその利用の推進	
	3. 廃食用油の有効活用	
	4. 資源回収ルートの利用促進	
	5. 生ごみの資源化の検討	
〔基本施策 2〕 排出事業者による資源化の推進	1. 排出者責任に基づく資源回収	
	2. 事業者への関係法令の周知	

表 1-2 前計画の取り組みの評価(2)

施策		評価
【基本方針 3】環境に配慮したごみ処理の推進		
〔基本施策 1〕 安全で環境に配慮したごみ処理体制の確保	1. 高齢化社会に対応した市民サービスの検討	
	2. 安全なごみ処理体制の確保	
	3. 効率的な収集運搬体制の検討	
〔基本施策 2〕 環境負荷が少なくなる適正処理	< 焼却・リサイクル施設の適正な運転管理 >	
	1. 処理工程によるごみの減容化・資源化の推進	
	2. 大気汚染物質の排出抑制と測定結果の公表	
	3. 熱エネルギーの有効利用	
	4. 処理体制及び処理施設の整備	
	< 最終処分場の適正な管理・運営 >	
	1. 埋立処分量削減による延命化	
2. 周辺環境に配慮した管理・運営		
3. 地球温暖化抑制対策と温室効果ガスの削減		
〔基本施策 3〕 広域的なごみ処理体制の構築	1. 災害時に発生した廃棄物の処理体制の構築	
	2. ごみの広域的な処理の推進	
【基本方針 4】環境にやさしいきれいなまちづくりの推進		
〔基本施策 1〕 不法投棄及び野外焼却の防止対策	1. 不法投棄の未然防止対策	
	2. 連絡体制の整備	
	3. 野外焼却の未然防止対策	
	4. 放置自転車の処理対策	
〔基本施策 2〕 ごみステーションの適正管理	1. パトロール及び啓発活動の強化	
〔基本施策 3〕 清掃ボランティア活動への支援	1. ボランティアごみの収集運搬体制の整備	
生活排水処理基本計画		
【基本方針 1】生活排水処理施設の整備の推進		
【基本方針 2】下水道未接続者への早期接続の啓発指導		
【基本方針 3】単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の啓発		
【基本方針 4】排出量に見合った収集運搬と処理体制の確保		

2 進捗状況の管理

本計画の確実な達成を図るため、毎年度の実施計画の作成（PLAN）、その実行（DO）、進捗状況の点検・評価（CHECK）、改善・見直し（ACTION）を行います。また、社会情勢等の理由から進捗状況に遅れが生じた場合は、次年度の関連施策を強化することによりフォローアップします。

本計画は、2023年度、もしくは目標の達成状況や社会情勢の変化などを踏まえた適切な時期に見直しを行います。

なお、本計画、本計画を見直した計画及び毎年度の実施計画は、本市ホームページなどにおいて公開します。

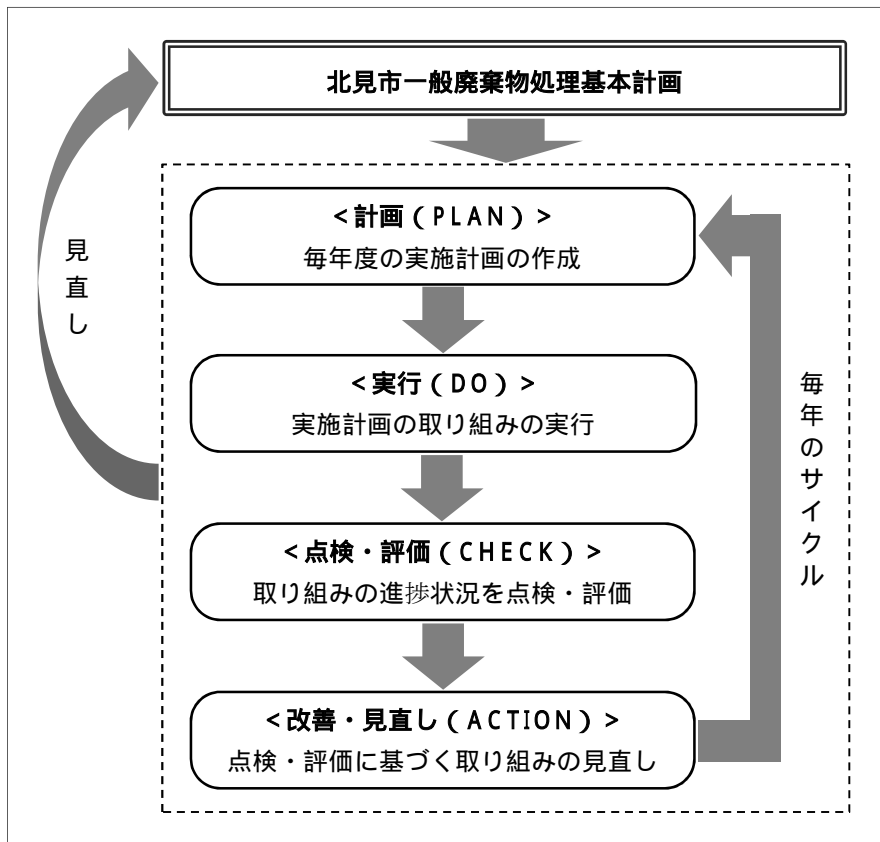


図 1-5 計画の進捗状況の管理方法

1 第四次循環型社会形成推進基本計画

国は、循環型社会形成推進基本法に基づき、平成30年6月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」を策定しました。

表 1-3 第四次循環型社会形成推進基本計画の概要

項目		概要
中長期的な方向性	持続可能な社会づくりとの統合的な取組	<ul style="list-style-type: none"> 誰もが、持続可能な形で資源を利用でき、環境への負荷が地球の環境容量内に抑制され、健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界 環境、経済、社会的側面を統合的に向上
	地域循環共生圏形成による地域活性化	<ul style="list-style-type: none"> 地域の資源生産性向上 生物多様性の確保 低炭素化 地域の活性化 災害に強いコンパクトで強靱なまちづくり
	ライフサイクル全体での徹底的な資源循環	<ul style="list-style-type: none"> 第四次産業革命により、「必要なモノ・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供する」
	適正処理の推進と環境再生	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物の適正処理（システム、体制、技術の適切な整備） 地域環境の再生（海洋ごみ、不法投棄、空き家等） 震災被災地の環境再生、未来志向の復興創造
	災害廃棄物処理体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物の適正・迅速な処理（平時より重層的な廃棄物処理システムを強化）
	適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開	<ul style="list-style-type: none"> 資源効率性が高く、現在及び将来世代の健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界
	循環分野における基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> 情報基盤の整備・更新、必要な技術の継続的な開発、人材育成 多様な主体が循環型社会づくりの担い手であることを自覚して行動する社会
指標・数値目標	資源生産性	約49万円/t（2025年度）
	人口側の循環利用率	約18%（2025年度）
	出口側の循環利用率	約47%（2025年度）
	最終処分量	約1,300万t（2025年度）
	循環型社会ビジネスの市場規模	平成12年度の約2倍（2025年度）
	期間中に整備されたごみ焼却施設の平均発電効率	21%（2022年度）
	1人1日あたりのごみ排出量	約850g/人・日（2025年度）
	1人1日あたりの家庭系ごみ排出量	約440g/人・日（2025年度）
	一般廃棄物最終処分場の残余年数	平成29年度の水準（20年分）を維持（2022年度）
	災害廃棄物処理計画策定率	都道府県100%、市町村60%（2025年度）

2 廃棄物処理基本方針

国は、廃棄物処理法に基づき「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（廃棄物処理基本方針）」を定めています。平成 28 年 1 月に内容の一部変更・追加がなされました。

表 1-4 廃棄物処理基本方針の変更・追加箇所の概要

項目		概要
基本的な方向		<ul style="list-style-type: none"> 世界的な資源制約の顕在化や、災害の頻発化・激甚化、地球環境問題へ対応する。 低炭素社会や自然共生社会との統合にも配慮した取組を推進する。
減量化の目標 (2020 年度)	排出量	<ul style="list-style-type: none"> 【一般廃棄物】平成24年度（2012年度）比約12%削減 【産業廃棄物】平成24年度（2012年度）に対し増加を約3%に抑制
	再生利用率	<ul style="list-style-type: none"> 【一般廃棄物】平成24年度（2012年度）約21%から約27%に増加 【産業廃棄物】平成24年度（2012年度）約55%から約56%に増加
	最終処分量	<ul style="list-style-type: none"> 【一般廃棄物】平成24年度（2012年度）比約14%削減 【産業廃棄物】平成24年度（2012年度）比約1%削減
	1人1日あたり家庭系ごみ排出量：500g/人・日	
その他の目標 (平成 30 年度)	家庭系食品ロスの発生量を把握している市町村数：200市町村（平成25年度43市町村）	
	家電リサイクル法上の小売業者の引取義務外品の回収体制構築市町村割合：100%（平成25年度約59%）	
	使用済み小型電子機器等の再生のための回収実施市町村割合：80%（平成25年度約43%）	
施策推進に関する基本的事項	国民の役割	<ul style="list-style-type: none"> 食品の購入に当たっては、適量の購入等により食品ロスを削減する。 自ら排出する一般廃棄物の排出抑制に取り組みとともに、事業者が排出する一般廃棄物の排出抑制に協力する。 使用済み小型電子機器等を市町村等へ引き渡す。
	市町村の役割	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との連携体制の構築や、民間事業者の活用に努める。 民間事業者の活用・育成や市町村が自ら行う再生利用等の実施等について、市町村が定める一般廃棄物処理計画において、適切に位置づけるように努める。 他の地方公共団体や関係主体と連携・協働して地域循環圏の形成に努める。 災害時における適正かつ円滑・迅速な処理体制を確保する。
	国の役割	<ul style="list-style-type: none"> ポリ塩化ビフェニル廃棄物について、地方公共団体と連携しつつ、確実かつ適正な処理を進めていくものとする。 水銀廃棄物の適正な回収を促進する。
	廃棄物の適正処理を確保するための必要な体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> 事業系食品廃棄物に関し、排出事業者が自ら積極的に再生利用を実施しようとする場合に、これを実現できるよう、民間事業者の活用も考慮した上で、適切な選択肢を設ける。 地方公共団体等関係者と連携して、電子マニフェストの使用の促進を図る。
廃棄物処理施設の整備に関する基本的事項	今後の要最終処分量と全国的な施設整備の目標	<ul style="list-style-type: none"> 食品廃棄物の再生利用に係る施設については、他の市町村や民間の廃棄物処理業者とも連携して処理能力の向上に取り組む。 焼却施設については、中長期的には、焼却される全ての一般廃棄物について熱回収が図られるよう取組を推進していくものとする。
	産業廃棄物の適正処理に必要な処理施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> 熱回収施設設置者認定制度等を活用しながら、適正処理の確保を基本としつつ、温室効果ガスの排出抑制に配慮した処理施設の整備を推進する。

3 北海道廃棄物処理計画

北海道は、平成 27 年 3 月に「北海道廃棄物処理計画（第 4 次）」を策定しました。

北海道廃棄物処理計画（第 4 次）は、国の廃棄物処理基本方針で示されている廃棄物の排出抑制、適正な循環的利用、適正処分の確保のほか、北海道が目指す循環型社会の実現に向けたバイオマスの利活用、リサイクル関連産業を中心とした循環型社会ビジネスの振興を視点としています。

表 1-5 北海道廃棄物処理計画の目標

項目	指標	基準年度 2014 年度 (平成 24 年度)	目標年度 2019 年度
排出抑制に関する 目標	一般廃棄物の排出量	2,013千 t	1,800千 t 以下 (約11%減)
	1人1日あたりのごみ排出量	1,004 g / 人・日	940g/人・日以下
	1人1日あたりの家庭ごみ排出量	622 g / 人・日	590g/人・日以下
	産業廃棄物の排出量	38,752千 t	39,000千 t 以下
適正な循環的利用 に関する目標	一般廃棄物のリサイクル率	23.6%	30%以上
	産業廃棄物の再生利用率	55.9%	57%以上
適正処分の確保に 関する目標	一般廃棄物の最終処分量	402千 t	290千 t 以下 (約28%削減)
	産業廃棄物の最終処分量	721千 t	570千 t 以下 (約21%削減)
バイオマスの利活用 に関する目標	廃棄物系バイオマス利活用率 (排出量ベース(炭素換算量))	86%	88%以上

第2編 ごみ処理基本計画

1 ごみの排出状況

(1) ごみ排出量

平成 29 年度の 1 年間に排出されたごみ量は、家庭系ごみ及び事業系ごみを合わせて 42,382 t であり、平成 19 年度に比べると 15.8%削減されました。全体の約 3 割を占める事業系ごみの減少が大きく、平成 19 年度に比べると 28.2%の削減となっています。一方、家庭系ごみの削減率は平成 19 年度に比べると 10.3%です。

ごみ排出量は、平成 19 年度以降の 11 年間でみると減少しましたが、平成 22 年度から平成 25 年度にかけて増加しました。その要因としては、平成 21 年 9 月に発生したクリーンライフセンターの火災事故を受け、火災の危険性のあるごみを有害ごみとする新たな分別の対応に集中して取り組み、ごみ減量化に関する施策への周知が不十分であったことが考えられます。

市民 1 人が 1 日に排出するごみ量に換算すると、平成 29 年度は 978 g であり、この 11 年間で 9.4%削減されました。なお、平成 28 年度における全国及び北海道の 1 人 1 日あたりごみ排出量は、それぞれ 925 g 及び 970 g であり、本市の 973 g は全国及び北海道より高い値となっています。

ごみの種類別では、燃やすごみが全体の約 69%を占めており、燃やさないごみが約 7%、粗大ごみが約 6%、資源ごみが約 18%となっています。

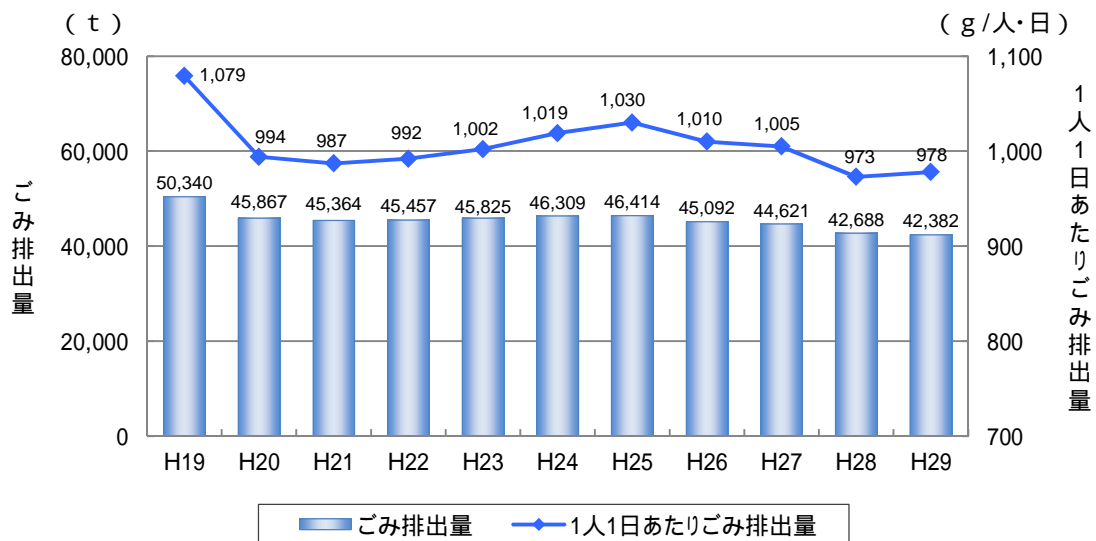


図 2-1 ごみ排出量の推移

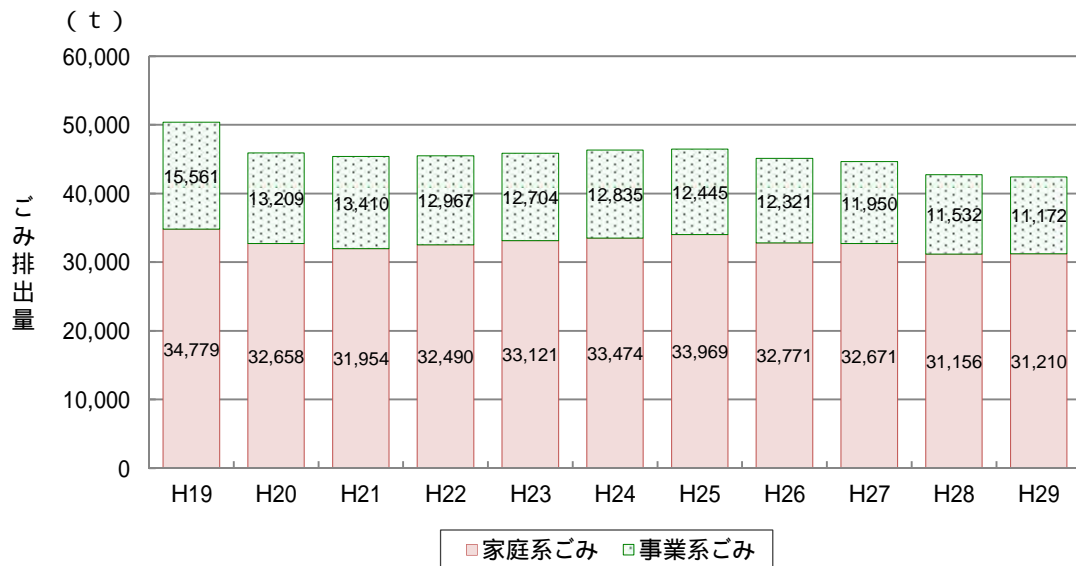


図 2-2 家庭系ごみ・事業系ごみ排出量の推移

(2) リサイクル率

資源化量と集団資源回収量がごみ排出量に占める割合をリサイクル率といいます。

リサイクル率は、平成 20 年度にプラスチック製容器包装の分別回収の開始に伴い増加しましたが、その後は減少傾向にあり、平成 29 年度は 19.3%となっています。

平成 28 年度における全国及び北海道のリサイクル率は、それぞれ 20.3%及び 24.3%であり、本市の 19.0%は全国及び北海道よりも低い値となっています。

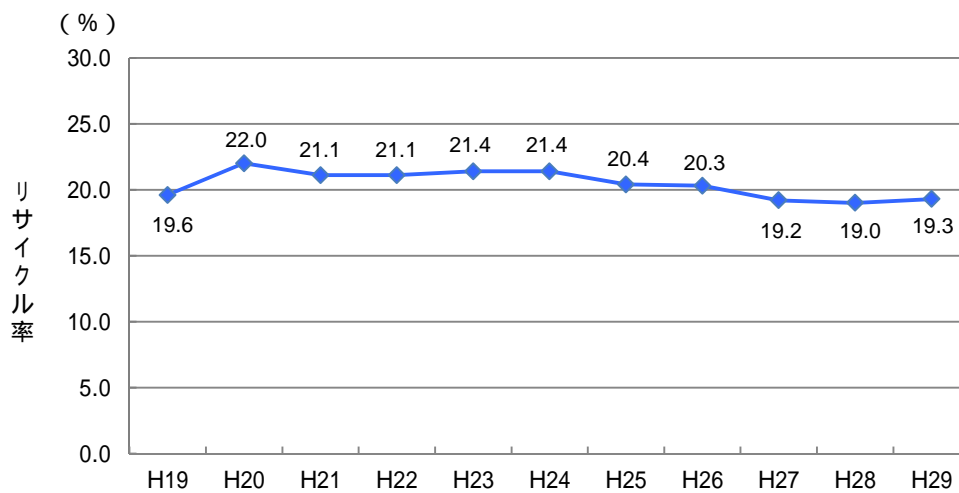


図 2-3 リサイクル率の推移

(3) 最終処分量

平成29年度の1年間に最終処分場に埋立処分した量は6,762 tであり、この11年間で約28%減少しました。

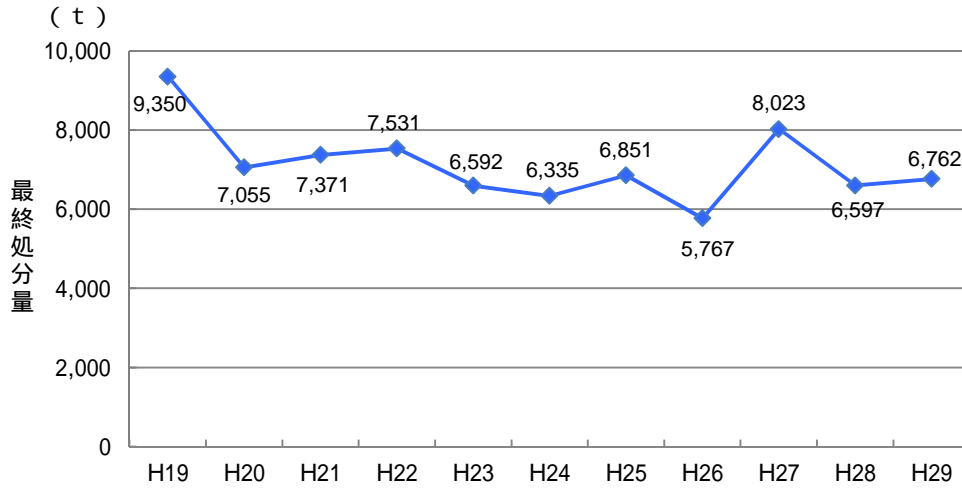


図 2-4 最終処分量の推移

2 ごみの分別と収集運搬体制

(1) ごみの分別区分

本市の分別区分は、燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ、資源ごみ、有害ごみ、紙おむつ類です。また、留辺蘂自治区では、生ごみの分別も行っています。

紙おむつ類は、子育て世帯や高齢者及び障がい者の経済的負担を軽減することを目的として、平成29年6月に無料収集を開始しました。

燃やすごみ・燃やさないごみ・生ごみは、本市が指定する有料ごみ袋に入れて排出します。また、燃やさないごみで指定ごみ袋に入らないもの及び粗大ごみは、有料の指定ごみ処理券を貼って排出します。資源ごみ・有害ごみ・紙おむつ類は、有料化は実施しておらず、透明または半透明の袋に入れて排出します。

表 2-1 ごみの分別区分と排出方法

分別区分	対象品目	排出方法
燃やすごみ	生ごみ類、紙くず、布くず、草・木、革製品・ゴム製品など	指定ごみ袋
燃やさないごみ	せともの・陶磁器、金属製品、小型家電製品(家電リサイクル対象以外)、プラスチック製品など	指定ごみ袋 指定ごみ処理券を貼る
粗大ごみ	家具類、布団、ベッド、自転車、スノーダンプなど	指定ごみ処理券を貼る
資源ごみ	紙類、カン類、びん類、ペットボトル、プラスチック製容器包装、廃食用油	透明または半透明の袋 種類ごとに分ける
有害ごみ	電池、蛍光管・電球、水銀体温計、ライター、スプレー缶等	透明または半透明の袋
紙おむつ類	紙おむつ、布おむつ、紙パンツ、尿とりパッド、お尻拭き	透明または半透明の袋

留辺蘂自治区では生ごみ類は生ごみとして分別

(2) ゴミ排出禁止物

ゴミの収集運搬及び処分に支障があるものは、条例において指定し、専門処理業者に処理依頼をするものとしています。また、法律で処理ルート等が確立されているものもゴミとして排出することを禁じています。

表 2-2 排出禁止物及び処理不適物

対象物	品目(例示)
有毒性の物	廃電子レンジ・廃蛍光灯に含まれる PCB 使用部品、劇物・毒物に分類される農薬、薬品、その他毒性物質が混入しているもの
危険性のある物	火薬、ガスボンベ
引火性のある物	塗料、溶剤、揮発性油、火災のおそれのある燃え殻
著しく悪臭を発する物	し尿として処理すべき糞尿
収集運搬または処分をするための器材を著しく破損し、または損壊するおそれのある物	ピアノ、抜根・伐採木(受入基準に適合しないもの)
感染性のある物	感染性一般廃棄物、在宅医療一般廃棄物
家電リサイクル法に基づく物	エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機
資源有効利用促進法など法令に基づき処理されている廃棄物	タイヤ、バッテリー、消火器
自動車リサイクル法や二輪車リサイクルシステムの対象物	自動車の主要部品、オートバイ

(3) 収集運搬体制

家庭系ゴミの収集運搬は、委託により行っています。燃やすゴミ・生ゴミ・燃やさないゴミ・資源ゴミ・有害ゴミ・紙おむつ類は、地域ごとに収集曜日を決め、ステーション収集をしています。粗大ゴミは、電話による事前申込みをしてもらい、戸別収集をしています。

表 2-3 ゴミの収集方法

分別区分	北見自治区	端野自治区	常呂自治区	留辺蘂自治区
燃やすゴミ	週 2 回 ステーション収集	週 2 回 ステーション収集	週 1 回 ステーション収集	週 1 回 ステーション収集
生ゴミ	(燃やすゴミに含む)			週 2 回 ステーション収集
燃やさないゴミ	月 2 回 ステーション収集	週 1 回 ステーション収集	週 1 回、一部月 1 回 ステーション収集	月 2 回 ステーション収集
粗大ゴミ	電話申込み(随時) 戸別収集	電話申込み(月 1 回) 戸別収集	電話申込み(月 1 回) 戸別収集	電話申込み(月 1 回) 戸別収集
資源ゴミ	週 1 回 ステーション収集	週 1 回 ステーション収集	週 1 回 ステーション収集	月 2 回、月 1 回 ステーション収集
有害ゴミ	週 2・3 回 ステーション収集	週 1 回 ステーション収集	週 1 回 ステーション収集	週 1 回、月 1 回 ステーション収集
紙おむつ類	週 2 回 ステーション収集	週 2 回 ステーション収集	週 1 回 ステーション収集	週 1 回 ステーション収集

留辺蘂自治区の資源ゴミ：プラスチック製・紙製容器包装は月 2 回、その他は月 1 回

留辺蘂自治区の有害ゴミ：ライター・スプレー缶等は週 1 回、乾電池・蛍光管・電球等は月 1 回

(4) 清掃活動への支援

市民等が、公共の場所（道路・公園・河川等）を対象に実施する清掃活動を支援するため、清掃ボランティア袋を無料で配付しています。

3 ごみの処理体制

(1) ごみ処理体制

燃やすごみ及び紙おむつ類は、北見市廃棄物処理場において焼却処理しています。

燃やさないごみ及び粗大ごみについては、北見自治区・端野自治区は北見市廃棄物処理場、常呂自治区は北見市常呂町一般廃棄物処理センターにおいて破砕選別処理しています。留辺蘂自治区は資源物を回収したのち、北見市外 2 町一般廃棄物最終処分場に埋め立てしています。

資源ごみは、北見市廃棄物処理場、北見市プラスチック処理センター、北見市常呂町一般廃棄物処理センター、北見市留辺蘂町リサイクルセンターにおいて資源化处理しています。

生ごみは、留辺蘂自治区において分別していますが、北見市留辺蘂町花園堆肥センターにおいて堆肥化处理しています。

表 2-4 ごみ処理方法

自治区	区分	処理施設	処理方法
北見自治区 端野自治区	燃やすごみ 紙おむつ類	北見市廃棄物処理場（ごみ処理施設）	焼却処理
	燃やさないごみ 粗大ごみ	北見市廃棄物処理場（リサイクルプラザ）	破砕選別処理
	資源ごみ（紙類、カン類、 びん類、ペットボトル）	北見市廃棄物処理場（リサイクルプラザ）	資源化处理
	資源ごみ（プラスチック製 容器包装）	北見市プラスチック処理センター	資源化处理
常呂自治区	燃やすごみ 紙おむつ類	北見市廃棄物処理場（ごみ処理施設）	焼却処理
	燃やさないごみ 粗大ごみ	北見市常呂町一般廃棄物処理センター	破砕選別処理
	資源ごみ（紙類、カン類、 びん類、ペットボトル）	北見市常呂町一般廃棄物処理センター	資源化处理
	資源ごみ（プラスチック製 容器包装）	北見市常呂町一般廃棄物処理センター	資源化处理
留辺蘂自治区	燃やすごみ 紙おむつ類	北見市廃棄物処理場（ごみ処理施設）	焼却処理
	燃やさないごみ 粗大ごみ	北見市外 2 町一般廃棄物最終処分場	埋立処分
	資源ごみ（紙類、カン類、 びん類、ペットボトル）	北見市留辺蘂町リサイクルセンター	資源化处理
	資源ごみ（プラスチック製 容器包装）	北見市プラスチック処理センター	資源化处理
	生ごみ	北見市留辺蘂町花園堆肥センター	堆肥化处理

(2) ごみ処理施設

本市のごみ処理施設を自治区ごとに以下に示します。

表 2-5 北見自治区のごみ処理施設

焼却施設	施設名	北見市廃棄物処理場（ごみ処理施設）
	所在地	北見市大和 298 番地 12
	処理能力	165 t / 日（55 t / 日 × 3 炉）
破砕施設	施設名	北見市廃棄物処理場（リサイクルプラザ）
	所在地	北見市大和 298 番地 12
	処理能力	65 t / 5h
資源化施設	施設名	北見市廃棄物処理場（リサイクルプラザ）
	所在地	北見市大和 298 番地 12
	処理能力	30 t / 5h
	施設名	北見市プラスチック処理センター
	所在地	北見市昭和 186 番地 7
	処理能力	14 t / 7h
最終処分場	施設名	北見市廃棄物処理場（北見市最終処分場）
	所在地	北見市大和 298 番地 1
	埋立容量	168,000m ³
	施設名	北見市廃棄物処理場（昭和埋立処分場）
	所在地	北見市昭和 187 番地 2
	埋立容量	3,943,000m ³

表 2-6 常呂自治区のごみ処理施設

破砕施設・ 資源化施設	施設名	北見市常呂町一般廃棄物処理センター（北見市常呂町ストックヤード）
	所在地	網走市字能取 216 番地
	処理能力	破砕処理：10 t / 日 ペットボトル・プラスチック：油圧 10 t 発泡スチロール・トレイ：65～100kg/h 缶：500kg/h
最終処分場	施設名	北見市常呂町一般廃棄物処理センター（北見市常呂町一般廃棄物最終処分場）
	所在地	網走市字能取 216 番地
	埋立容量	58,857m ³

表 2-7 留辺蘂自治区のごみ処理施設

資源化施設	施設名	北見市留辺蘂町リサイクルセンター
	所在地	北見市留辺蘂町旭中央 32 番地 1
	処理能力	ペットボトル：100kg/h アルミ缶：70kg/h スチール缶：250kg/h 発泡スチロール・トレイ：20kg/h
堆肥化施設	施設名	北見市留辺蘂町花園堆肥センター
	所在地	北見市留辺蘂町花園 387 番地 2
	処理能力	4 t / 日
最終処分場	施設名	北見市外 2 町一般廃棄物最終処分場
	所在地	北見市留辺蘂町富岡 177 番地 1
	埋立容量	87,900m ³

(3) 事業系ごみの処理

廃棄物処理法では、事業活動に伴って排出されるごみは、事業者自らの責任において適正に処理することとされています。事業者が排出するごみを自ら、もしくは許可業者（市が許可した業者）に依頼して本市のごみ処理施設に運搬された場合は、受け入れて処理しています。

(4) ごみの広域処理

本市では、訓子府町及び置戸町とごみの広域処理を行っています。

訓子府町及び置戸町の燃やすごみは、北見市廃棄物処理場において処理しています。燃やさないごみ及び粗大ごみは、北見市外 2 町一般廃棄物最終処分場において埋立しています。資源ごみについては、プラスチック製容器包装は北見市プラスチック処理センター、その他は北見市留辺蘂町リサイクルセンターにおいて処理しています。

4 ごみの排出抑制・再資源化

(1) レジ袋削減に向けた取り組み

ごみの減量化と二酸化炭素の低減のため、事業者や市民団体の協力を得て、レジ袋の削減とマイバッグ等の持参を推進しています。

レジ袋削減の推進に向けた「北見市レジ袋削減推進連絡会」を平成 20 年 8 月に設立し、事業者、市民団体、本市が取り組みを実践しています。

また、レジ袋の効果的な削減を目的に、事業者または市民団体、北見消費者協会、本市の三者による「レジ袋削減に向けた取り組みに関する協定」締結を希望する事業者等を募集しており、現在のところ 6 事業者、1 市民団体と協定締結しています。

(2) 生ごみ水切り器の配布

生ごみの約 80% は水分であり、生ごみを排出する際に水切りを行うことにより減量につながることから、生ごみの水分を絞るための水切り器の無料配布を市庁舎・各支所及び出張所、各総合支所で行っています。

(3) 生ごみ堆肥化容器・生ごみ処理機の購入助成

家庭から排出される燃やすごみのうち約 5 割を占める生ごみの減量化を目的に、生ごみ堆肥化容器及び生ごみ処理機の購入者に対して購入費の一部助成を行っています。

現在、生ごみ堆肥化容器は、購入価格の 2 分の 1 に相当する額で 2 千円を上限として、生ごみ処理機は、購入価格の 2 分の 1 に相当する額で 2 万円を上限として助成しています。

表 2-8 生ごみ堆肥化容器・生ごみ処理機の購入助成実績
(単位：台)

区分	自治区				合計	
	北見	端野	常呂	留辺蘂		
生ごみ堆肥化容器	H18	135	11	0	25	171
	H19	118	6	5	33	162
	H20	87	10	3	17	117
	H21	158	6	10	20	194
	H22	-	-	-	-	-
	H23	-	-	-	-	-
	H24	-	-	-	-	-
	H25	151	8	4	12	175
	H26	44	9	2	9	64
	H27	51	3	4	4	62
	H28	41	4	3	10	58
H29	51	8	2	6	67	
生ごみ処理機	H18	73	16	1	12	102
	H19	68	5	2	4	79
	H20	55	3	9	4	71
	H21	38	2	4	5	49
	H22	23	0	1	2	26
	H23	17	2	3	2	24
	H24	6	0	0	1	7
	H25	19	4	2	2	27
	H26	18	2	3	4	27
	H27	9	2	0	2	13
	H28	6	0	1	3	10
H29	11	3	1	0	15	

H22～H24は生ごみ堆肥化容器購入助成の募集停止

(4) 繊維資源のリサイクル

古着や古布のリサイクルを進めるため、公共施設など40箇所以上に回収ボックスを設置しています。当初は、綿50%以上のものを回収対象としていましたが、平成27年度からは素材によらず回収をしています。回収した古着や古布は、工場等でウエスとして利用されているほか、海外の店舗でリユース品として現地の人々に役立てられています。

表 2-9 古着・古布の回収実績
(単位：t)

年度	自治区				回収量計	搬出量
	北見	端野	常呂	留辺蘂		
H18	6	2	1	3	12	10
H19	7	2	1	2	12	10
H20	8	2	1	2	13	11
H21	9	2	1	1	13	10
H22	9	1	1	2	13	10
H23	12	1	1	3	17	13
H24	11	2	1	4	18	12
H25	12	1	1	2	16	14
H26	10	1	1	2	14	12
H27	19	2	1	3	25	22
H28	20	2	1	5	28	23
H29	24	2	1	4	31	27

(5) 小型家電の回収

平成 25 年 4 月に使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(小型家電リサイクル法)が施行されたことにより、特別回収事業として、携帯電話やデジタルカメラ、パソコン等の使用済み小型家電を無料で回収し、有用金属のリサイクルが始まりました。平成 26 年 11 月からは、市内 6 箇所に回収ボックスを設置して回収しているほか、回収ボックスの投入口に入らない大きなものは、プラスチック処理センターで年 4 回の特別回収を実施しています。

(6) 環境イベント

1972 年にストックホルムで開催された国連人間環境会議を記念して、会議の開催日である 6 月 5 日を世界環境デーと定め、日本では 6 月を環境月間としました。

本市でも環境月間にあわせ、平成 10 年から市民を対象とした環境フェア「くるるん・きたみ」を開催し、ごみ減量化やリサイクルの推進と環境保全意識の向上を図っています。

(7) 廃棄物減量等推進員

廃棄物減量等推進員制度は、市と市民とを結ぶパイプ役として、本市の実施する施策に対する協力やその他の活動を行うことを目的に平成 10 年に設けられました。ごみ減量化とリサイクル推進に関する市と各町内会との連絡調整、地域で行う集団資源回収推進への協力、情報交換会や施設見学会等への参加などの活動を行っています。

5 ごみ処理費用

平成 29 年度におけるごみ処理費用は、収集運搬費用 6.25 億円、処理費用 17.30 億円、合計 23.55 億円となり、市民 1 人あたりのごみ処理費用は 19,830 円、ごみ 1t あたりのごみ処理費用は 55,843 円となっています。平成 26 年度の消費税増税以降、ごみ処理費用が増加しています。

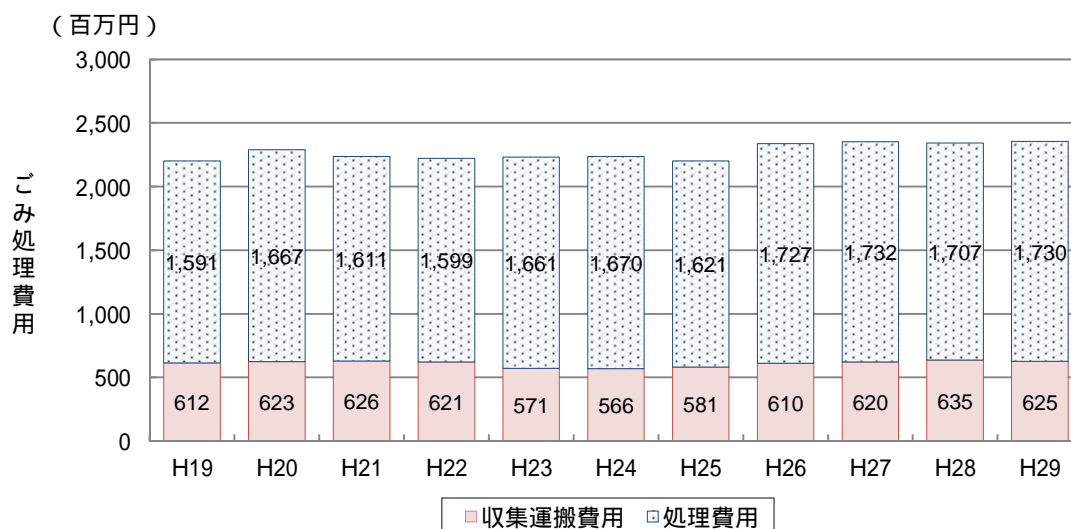


図 2-5 ごみ処理費用

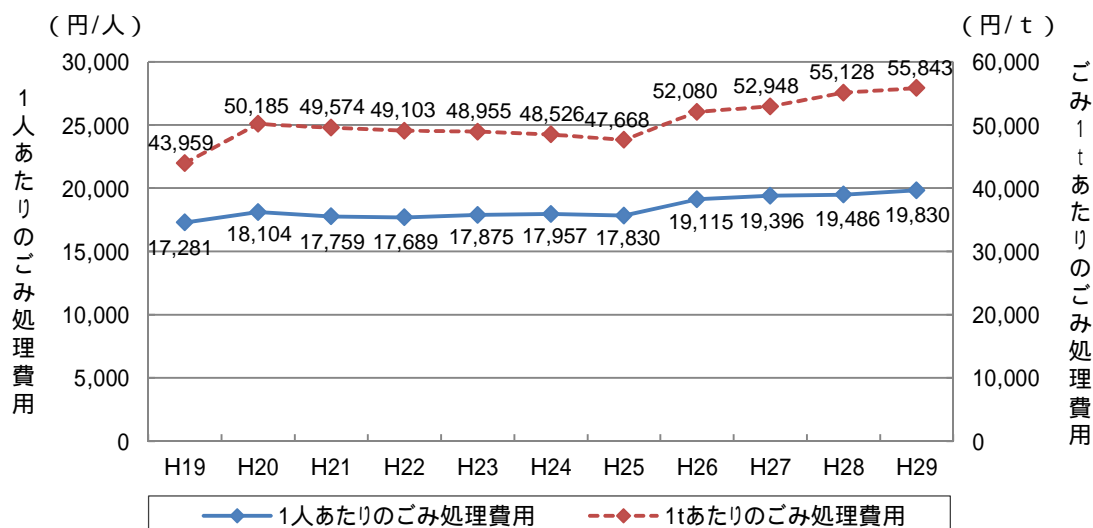


図 2-6 単位あたりのごみ処理費用

6 家庭系ごみ組成

ごみステーションに排出されたごみの組成調査を行っています。燃やすごみとして排出されたごみの分別は概ね良好ですが、燃やさないごみ及びプラスチック製容器包装として排出されたごみについては、燃やすごみ対象品が比較的多く含まれています。

表 2-10 ごみ組成 (燃やすごみ)

		H24	H25	H26	H27	H28	H29
北見自治区	燃やすごみ	95.5%	89.0%	93.6%	91.9%	94.7%	94.3%
	燃やさないごみ	2.1%	1.5%	2.4%	1.6%	1.7%	1.2%
	プラスチック製容器	0.4%	1.5%	0.6%	1.6%	0.8%	0.5%
	資源ごみ	2.0%	7.9%	3.1%	4.9%	2.8%	4.1%
	有害ごみ	0.0%	0.1%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%
	計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
端野自治区	燃やすごみ	96.4%	97.8%	90.8%	94.4%	96.8%	95.7%
	燃やさないごみ	0.8%	0.6%	3.8%	0.3%	1.3%	1.9%
	プラスチック製容器	0.9%	0.9%	1.6%	0.3%	0.6%	0.4%
	資源ごみ	1.9%	0.6%	3.7%	4.9%	1.4%	2.1%
	有害ごみ	0.0%	0.1%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%
	計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
常呂自治区	燃やすごみ	97.4%	95.7%	96.3%	89.4%	96.8%	96.6%
	燃やさないごみ	0.2%	1.4%	3.1%	3.5%	0.5%	1.4%
	プラスチック製容器	0.1%	0.5%	0.5%	2.1%	0.5%	0.0%
	資源ごみ	2.3%	2.3%	0.2%	5.0%	2.2%	2.0%
	有害ごみ	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
留辺蘂自治区	燃やすごみ	69.9%	74.4%	64.6%	64.4%	74.0%	70.3%
	燃やさないごみ	4.6%	1.5%	3.5%	1.5%	1.2%	1.2%
	プラスチック製容器	0.4%	2.0%	2.1%	2.7%	0.7%	0.5%
	資源ごみ	2.1%	2.9%	6.1%	3.8%	5.1%	2.8%
	生ごみ	23.0%	19.2%	23.7%	27.6%	18.9%	25.1%
	有害ごみ	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表 2-11 ごみ組成（燃やさないごみ）

		H24	H25	H26	H27	H28	H29
北見自治区	燃やすごみ	15.8%	9.9%	27.3%	14.2%	9.5%	16.3%
	燃やさないごみ	73.4%	84.2%	60.6%	79.5%	80.7%	78.2%
	プラスチック製容器	5.0%	1.6%	4.1%	2.6%	2.3%	2.0%
	資源ごみ	4.4%	3.1%	7.6%	2.9%	6.0%	2.8%
	有害ごみ	1.4%	1.2%	0.3%	0.8%	1.4%	0.7%
	計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
端野自治区	燃やすごみ	23.5%	28.7%	17.0%	29.8%	31.5%	31.9%
	燃やさないごみ	68.0%	67.0%	80.6%	67.2%	63.1%	66.5%
	プラスチック製容器	4.9%	1.3%	1.4%	2.1%	2.8%	0.7%
	資源ごみ	1.2%	0.6%	0.8%	0.3%	1.3%	0.8%
	有害ごみ	2.4%	2.3%	0.2%	0.6%	1.3%	0.0%
	計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
常呂自治区	燃やすごみ	17.9%	17.1%	5.2%	20.5%	16.1%	23.6%
	燃やさないごみ	75.6%	80.8%	88.5%	62.0%	74.0%	73.1%
	プラスチック製容器	0.5%	0.3%	1.1%	0.9%	3.2%	0.3%
	資源ごみ	5.5%	1.3%	4.4%	13.4%	2.9%	2.7%
	有害ごみ	0.4%	0.5%	0.7%	3.2%	4.0%	0.3%
	計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
留辺蘂自治区	燃やすごみ	7.3%	6.6%	11.9%	13.6%	6.5%	6.0%
	燃やさないごみ	90.1%	88.8%	82.3%	72.0%	91.7%	90.4%
	プラスチック製容器	1.0%	3.3%	3.3%	4.8%	1.3%	1.4%
	資源ごみ	1.2%	1.0%	2.1%	6.3%	0.3%	1.7%
	生ごみ	0.0%	0.0%	0.0%	0.7%	0.0%	0.0%
	有害ごみ	0.4%	0.3%	0.3%	2.5%	0.2%	0.6%
	計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表 2-12 ごみ組成（プラスチック製容器包装）

		H24	H25	H26	H27	H28	H29
北見自治区	燃やすごみ	6.4%	10.6%	13.0%	18.9%	28.8%	15.6%
	燃やさないごみ	3.9%	6.0%	3.3%	5.5%	4.5%	2.5%
	プラスチック製容器	88.9%	81.4%	83.0%	74.9%	65.2%	81.9%
	資源ごみ	0.7%	1.8%	0.6%	0.6%	1.6%	0.0%
	有害ごみ	0.0%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
端野自治区	燃やすごみ	12.3%	9.9%	31.1%	3.0%	13.8%	11.6%
	燃やさないごみ	7.0%	6.8%	1.7%	1.8%	0.0%	6.2%
	プラスチック製容器	77.8%	81.7%	67.1%	95.3%	86.2%	82.2%
	資源ごみ	2.6%	1.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	有害ごみ	0.3%	0.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
常呂自治区	燃やすごみ	14.2%	18.0%	24.1%	28.3%	47.2%	26.9%
	燃やさないごみ	2.0%	6.3%	10.6%	7.1%	4.0%	5.3%
	プラスチック製容器	80.9%	75.0%	65.3%	64.6%	48.8%	67.8%
	資源ごみ	2.4%	0.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	有害ごみ	0.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
留辺蘂自治区	燃やすごみ	33.8%	23.9%	14.2%	15.9%	11.5%	14.2%
	燃やさないごみ	3.1%	1.0%	2.8%	4.8%	3.5%	1.5%
	プラスチック製容器	59.9%	74.7%	78.9%	75.8%	83.0%	81.8%
	資源ごみ	1.3%	0.3%	2.8%	3.1%	1.4%	2.2%
	生ごみ	1.3%	0.1%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%
	有害ごみ	0.7%	0.0%	0.8%	0.0%	0.3%	0.0%
	計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

7 ごみ処理に関する課題

(1) 家庭系ごみの減量化

本市のごみ排出量は、市民・事業者の協力のもと年々減少しており、平成 19 年度と比べて 15.8%削減されました。しかしながら、事業系ごみと比較すると家庭系ごみの削減率は小さく、事業系ごみの削減率が平成 19 年度と比べて 28.2%に対して、家庭系ごみの削減率は 10.3%です。市民のごみ排出削減に関する意識をより一層高め、ごみ減量化の推進を図るため、継続的に施策を展開していくことが必要です。

(2) リサイクル率の向上

平成 20 年度のプラスチック製容器包装の分別回収開始に伴いリサイクル率は増加しましたが、その後は減少しており、平成 29 年度のリサイクル率は 19.3%です。市民及び事業者に対する啓発活動を強化してリサイクル向上の意識を高め、ごみの分別徹底、繊維資源や小型家電の回収量増加を図っていくことが必要です。

(3) 市民・事業者・行政の協働

本市ではこれまで、市民・事業者との協働により環境負荷の少ない循環型のまちづくりに取り組んできましたが、さらなる環境負荷低減及び循環型社会形成に向けて、市民・事業者との協働により、市民や事業者が自主的にごみ減量化やリサイクルに取り組むことができる環境づくりを進めることが必要です。

(4) ごみ処理体制の検討

本市には、合併前の旧市町それぞれが整備したごみ処理施設が現在 11 施設ありますが、今後は、これら施設の老朽化や最終処分場の埋立満了が想定されます。そこで、市民の利便性に配慮したうえで、経済的かつ安全・安心なごみ処理をこれからも継続できるように、今後のごみ処理体制について検討することが必要です。

(5) 大規模災害に備えた処理体制の整備

近年、東日本大震災や熊本地震、北海道胆振東部地震などの地震災害、平成 28 年 8 月北海道豪雨や平成 30 年 7 月西日本豪雨などの水害といった大規模災害が相次いで発生していることから、大規模災害時においても安定したごみ処理を行うことができる体制の整備が必要です。

第2章 計画の基本フレーム

1 基本理念

近年、新興国の経済発展や急激な人口増加等に伴い天然資源の消費が拡大し、限りある資源が減少しています。また、化石燃料等のエネルギー消費に伴い二酸化炭素排出量が増加し、地球温暖化が問題となっています。このため、資源回収やエネルギー効率の向上などにより、天然資源投入量の削減や環境負荷の低減に向けた取り組みを推進し、持続可能な社会を構築していくことが求められています。

また、さらなる人口減少及び高齢化に向け、市民・事業者・行政の協働による、より一層の取り組みの推進が不可欠です。

これらを踏まえ、「環境にやさしい協働・循環型のまちの実現をめざして」を本計画の基本理念とします。

【基本理念】

環境にやさしい協働・循環型のまちの実現をめざして

2 基本方針

本計画の基本理念として掲げる「環境にやさしい協働・循環型のまちの実現をめざして」の達成に向けて、市民・事業者・行政が共通の理解をもち、ともに協力していくことが大切です。

そして、ごみ排出抑制・リサイクルの推進や不法投棄防止などにより環境負荷をできる限り少なくし、ごみとして排出されたものを安全かつ安心に適正処理していく体制を引き続き確保していくことが大切です。

そこで、本計画では次の4つの基本方針を掲げ、各種施策を進めていきます。

基本方針1：市民・事業者・行政の連携による取り組みの推進

基本方針2：4R^(注)の推進による環境負荷が少ない社会の実現

基本方針3：環境にやさしいきれいなまちづくりの推進

基本方針4：安全・安心なごみ処理体制の確保

(注) 4Rとは、リフューズ(Refuse：不要なものを断る)、リデュース(Reduce：ごみになるものを減らす)、リユース(Reuse：使えるものを繰り返し使う)、リサイクル(Recycle：ごみを資源化する)の4つの頭文字をとったものです。

3 数値目標

本計画の基本理念の達成に向けて、具体的な数値目標を設け、市民・事業者とその目標を共有し、その達成状況を確認・評価しながら、それぞれの役割に基づいてごみの減量化・リサイクルに取り組んでいくことが必要です。

そこで、本計画では次の4つの数値目標を設定します。

【数値目標1】 1人1日あたりのごみ排出量 : 924 g/人・日

【数値目標2】 ごみ排出量 : 36,420 t/年

【数値目標3】 リサイクル率 : 23.0%

【数値目標4】 最終処分量 : 5,590 t/年

計画目標年次(2028年度)における数値目標

行政区域内人口

本計画における行政区域内将来人口は、「北見市総合計画」の人口とし、計画目標年次(2028年度)において108,000人とします。

2017年度 (平成29年度)	2023年度	2028年度
118,776人	112,900人	108,000人

9月末が調査基準日となる国が実施する一般廃棄物処理事業実態調査にあわせ、2017年度(平成29年度)は、平成29年9月末現在の人口を使用

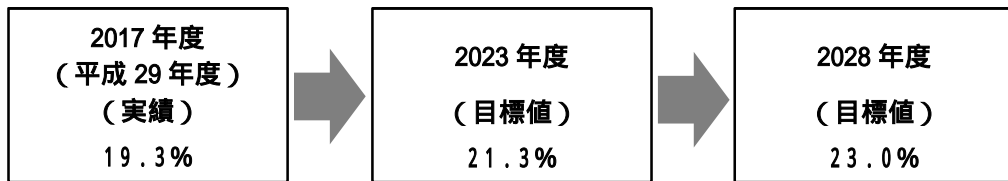
1人1日あたりのごみ排出量



ごみ排出量



リサイクル率



最終処分量



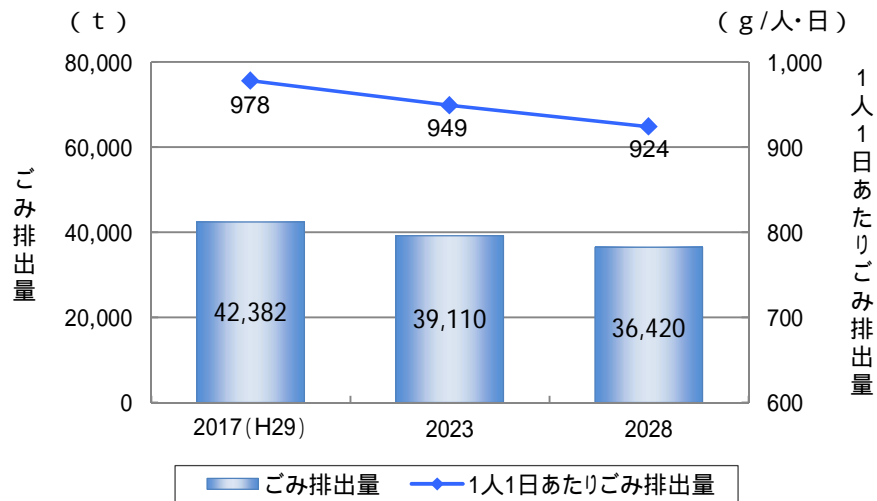


図 2-7 ごみ排出量の目標値

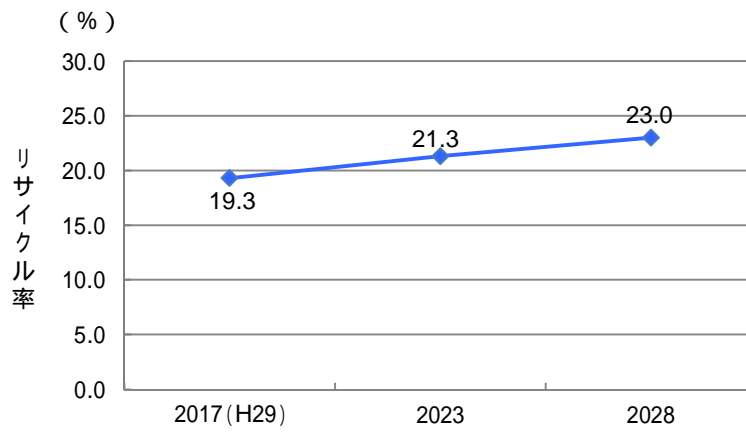


図 2-8 リサイクル率の目標値

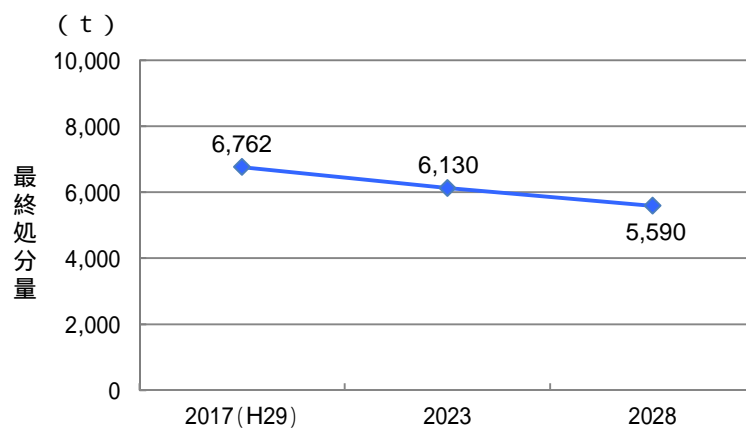


図 2-9 最終処分量の目標値

4 市民・事業者・行政の役割

(1) 市民の役割

市民は、ごみの排出者であるという自覚・責任をもち、自らの生活様式を見直し、ごみ排出抑制やリサイクルに努めることが大切です。そして、ごみ問題に対する関心と理解を深め、循環型のまちづくりを推進する取り組みに積極的に参加・協力することが求められます。

(2) 事業者の役割

事業者は、事業活動に伴って生じるごみについて、排出抑制に努めたうえで自らの責任において適正に処理する必要があります。また、生産・製造・サービス提供などあらゆる過程において、製品やサービスがごみとならないよう配慮することが求められます。

(3) 行政の役割

市は、一般廃棄物の処理責任者として、ごみの分別徹底の啓発、ごみ処理施設の整備及び適正処理を推進します。また、市民や事業者がごみ排出抑制やリサイクルに向けた行動を円滑に行えるよう、情報提供などによる啓発や自主・自発的活動の促進に努め、市民・事業者との協働による循環型のまちづくりに積極的に取り組みます。

5 施策の体系

本計画の基本理念の達成に向けて、次の7つの施策を推進します。

施策1 ごみの発生・排出抑制のための行動の実践

- 生ごみの発生抑制施策の推進
- 生ごみの堆肥化による減量化の促進
- レジ袋の削減とマイバッグ運動の推進
- 使い捨て製品の使用自粛の推進
- リユースの促進
- 事業者の取り組みの推進
- 減量化実践行動の紹介
- 飲食店等と連携した食品ロス削減の推進
- 市民・事業者との協働によるごみの発生・排出抑制の推進

施策2 分別・リサイクルの取り組みの促進

- 資源回収ルートの利用促進
- 廃食用油の有効活用
- 落ち葉などの堆肥化及びその利用の推進
- 小型家電リサイクルの推進
- 繊維リサイクルの推進
- 生ごみの減量化の検討

施策3 事業系ごみの排出抑制・リサイクルの取り組みの促進

排出者責任に基づく資源回収
事業者への関係法令の周知
多量排出事業者への啓発指導

施策4 環境教育と啓発活動による意識改革

環境教育・研究などの推進
講演会・懇談会などの開催
イベントの実施
ごみの組成調査の実施
廃棄物減量等推進員制度の充実
転入者に対する周知・啓発

施策5 安全と環境に配慮したごみ処理体制の確保

高齢化社会に対応した市民サービスの確保
安全なごみ処理体制の確保
適切な収集運搬体制の継続
災害廃棄物の処理体制の確立
ごみの広域処理の推進
野外焼却の防止

施策6 環境美化の推進

不法投棄の防止
ごみステーションの美化
共同住宅のごみ排出マナー対策
清掃活動への支援

施策7 環境負荷の少ない適正処理の推進

ごみの減容化・資源化の推進
熱エネルギーの有効利用
大気汚染物質の排出抑制と測定結果の公表
処理体制及び処理施設の整備
最終処分場の延命化・整備
周辺環境に配慮した最終処分場の管理・運営
地球温暖化抑制対策と温室効果ガスの管理

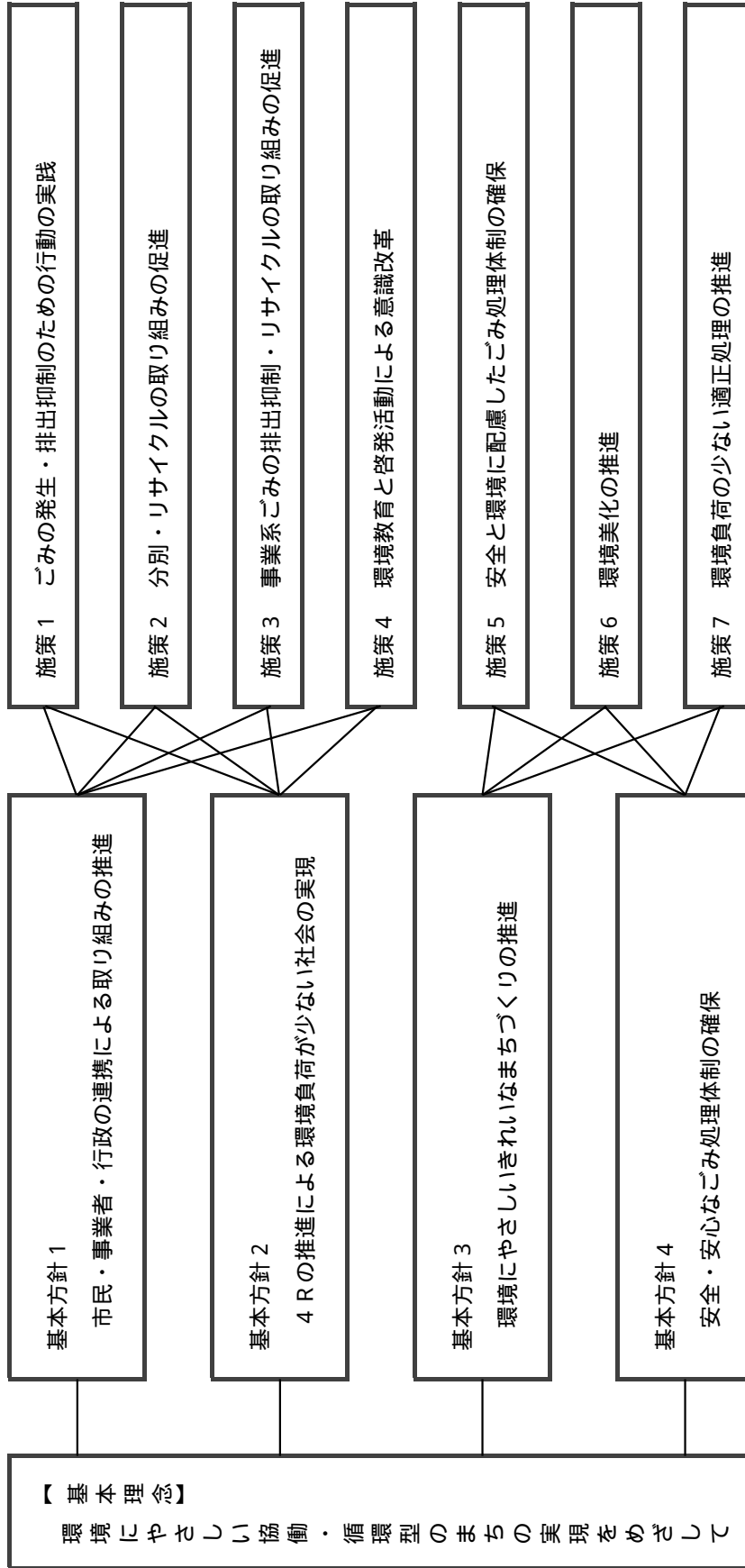


図2-10 計画の体系

1 ごみの発生・排出抑制のための行動の実践

(1) 生ごみの発生抑制施策の推進

家庭から排出される生ごみは、燃やすごみの約50%の重さを占めています。生ごみには、食べ残しや手つかずの食品といった食品ロスが多く含まれており、食べきりや食材の使い切りによる食品ロスの削減は、食べ物を無駄にしないということだけでなく、ごみの削減にもつながります。

また、生ごみには、一般的に水分が約80%含まれており、生ごみを捨てる前に乾燥や水切りを行うことで、生ごみの水分を減らすことができます。

市民に食品ロス削減や水切りなどの行動を実践することができるよう啓発資材を活用した普及啓発を推進します。

(2) 生ごみの堆肥化による減量化の促進

生ごみとして排出されるごみの削減を図るため、生ごみ堆肥化容器や生ごみ処理機等による堆肥化及び家庭菜園等での利用を推進させるための啓発を行います。また、これまで実施してきた生ごみ堆肥化容器及び生ごみ処理機等の購入助成を継続し、普及拡大を促進します。

(3) レジ袋の削減とマイバッグ運動の推進

事業者や市民団体の協力のもと、レジ袋の削減とマイバッグ等の持参を推進し、一定の成果を上げています。さらなるごみ発生・排出抑制に向けて、市民及び事業者と連携してマイバッグ運動を広め、レジ袋の削減を推進します。

(4) 使い捨て製品の使用自粛の推進

使い捨て製品の使用を見直し、長く使える製品を使用することにより、ごみの削減につながります。マイ箸やマイボトルの活用、詰め替え商品の購入、ばら売り・量り売り商品の選択を促すなどの啓発を強化し、ごみの発生・排出抑制を推進します。

(5) リユースの促進

ものを繰り返し使うリユースは、ごみの削減につながる重要な取り組みです。不用になったものは、フリーマーケットやリユースショップ等の活用により有効利用することが求められます。市民によるリユース活動の促進に向け、啓発や情報提供等を行います。

また、粗大ごみとして排出されたもののうち使用可能なものは、再利用を促進します。

(6) 事業者の取り組みの推進

家庭から排出されるごみの削減には、レジ袋の削減のほか、簡易包装やトレイの削減など事業者の取り組みが重要です。また、事業活動に伴い発生するごみの削減を図ることも大切です。

これらの取り組みを実践してもらうよう事業者に啓発します。

また、ごみ発生・排出抑制に積極的に取り組んでいる事業者及びその取り組み内容を市民に周知し、市民及び事業者の意識・意欲の高揚を図ります。

(7) 減量化実践行動の紹介

ごみの発生・排出抑制に積極的に取り組んでいる市民・地域・団体事業者等からその取り組み内容を募集・周知し、市民及び事業者の意識・意欲の高揚を図ります。また、その取り組みへの支援について検討します。

(8) 飲食店などと連携した食品ロス削減の推進

飲食店等における食べ残しによる食品ロスの削減に向けて、飲食店等との連携、市民や事業者への周知・普及拡大方法などについて検討します。

(9) 市民・事業者との協働によるごみの発生・排出抑制の推進

市民団体や事業者の持つ専門知識や情報等を活用してごみの発生・排出抑制を図ります。効果的な施策を展開できるよう、市民・事業者・行政が互いにコミュニケーションを取り、情報を共有していく方法について検討します。

2 分別・リサイクルの取り組みの促進

(1) 資源回収ルートの利用促進

町内会・自治会の団体等が自主的に資源物の回収を行う集団資源回収は、市民等のリサイクル意識の向上を図ることができ、資源ごみの排出削減及び処理費用の削減につながります。引き続き、集団資源回収の取り組みを奨励します。

(2) 廃食用油の有効活用

廃食用油を利用したバイオディーゼル燃料は、軽油等の化石燃料と比較して二酸化炭素や硫黄酸化物の発生が少なく、環境にやさしい燃料です。廃食用油は資源ごみとして収集していますが、分別排出の徹底を促進させ、事業所等での有効活用を推進します。

(3) 落ち葉などの堆肥化及びその利用の推進

地域住民の協力により集められた公園や街路等の落ち葉は、焼却処理しています。資源の有効活用及び処理負担の軽減を図るため、家庭や地域において畑や花壇等への堆肥として利用されるよう推進します。

(4) 小型家電リサイクルの推進

小型家電リサイクルは、ごみの削減のほか、世界的な資源制約への対応にも寄与する有用金属の循環利用といった観点からも重要であることから、回収の取り組みの周知強化に努め、リサイクルを推進します。

(5) 繊維リサイクルの推進

公共施設等における回収ボックスで古着や古布の回収を行っています。回収したものは、海外においてリユース品としても利用されています。資源の有効活用、ごみの削減及び処理費用の削減につながることから、回収の取り組みの周知強化に努め、リサイクルを推進します。

(6) 生ごみの減量化の検討

留辺蘂自治区では、生ごみの分別収集・堆肥化処理を継続します。その他の自治区では、家庭や事業所での減量化・資源化を奨励します。

今後の生ごみの処理のあり方について、処理施設の更新に合わせ、中長期的視点に立ち、堆肥化やメタン発酵等の処理技術の動向や生成物の有効活用方法等を踏まえ検討します。

3 事業系ごみの排出抑制・リサイクルの取り組みの促進

(1) 排出者責任に基づく資源回収

事業所から排出されるごみは事業者自らの責任で処理することになっており、ごみの削減や分別についても事業者が自主的に取り組むことが求められます。事業系ごみのリサイクルを進め、ごみの削減を図るためには、排出段階での分別の徹底が必要です。事業者に対する分別・リサイクルの周知、指導を強化し、リサイクルを推進します。

(2) 事業者への関係法令の周知

事業所から排出されるごみの削減及び適正処理の推進を図るため、事業者に対する食品リサイクル法をはじめとする関係法令の周知・啓発を継続します。

(3) 多量排出事業者への啓発指導

事業系ごみの多量排出事業者に対して、ごみの削減及びリサイクルの推進に向けた指導を行います。

4 環境教育と啓発活動による意識改革

(1) 環境教育・研究などの推進

次世代を担う子どもたちに北見の自然や環境問題に触れる機会を提供し、環境保全の重要性に関する意識を高め、将来の環境を考えて行動する人材を育成します。

環境教育に取り組んでいる各種団体や大学等が行う環境保全や改善につながる活動への支援について検討します。

(2) 講演会・懇談会などの開催

市民や事業者を対象とした4Rに関する講演会や実施者の体験談を紹介する懇談会等を開催します。また、職員による出前講座を実施し、4Rや適正処理に関する情報提供を行い、意識啓発に努めるほか、本市の施策に対する要望等の把握を行います。

(3) イベントの実施

環境フェア「くるるん・きたみ」の開催など、ごみ問題・環境問題をテーマにしたイベントやキャンペーンを実施し、市民の意識高揚に努めます。

(4) ごみの組成調査の実施

家庭から排出されたごみの組成を定期的に調査・分析し、ごみの分別徹底、ごみの削減及びリサイクルの推進、ごみの適正処理に向けた施策等に活用します。

(5) 廃棄物減量等推進員制度の充実

市と市民を結ぶパイプ役として期待される廃棄物減量等推進員に対して、生活環境保全やごみの適正処理に関する活動意識を高めてもらうための情報交換会等を開催します。また、推進員の増員など体制の整備に努めます。

(6) 転入者に対する周知・啓発

本市への転入者に、ごみの分別方法、ごみの削減やリサイクルの方法等を理解してもらうため、分別収集の手引き及びチラシ、ごみカレンダーの配付や相談業務を行います。また、不動産業者や共同住宅の管理者と連携し、転入手続きの機会に合わせた情報提供や普及啓発に努めます。

5 安全と環境に配慮したごみ処理体制の確保

(1) 高齢化社会に対応した市民サービスの確保

高齢化社会が進む中で、ごみステーションへの排出が困難な市民が増えることが考えられます。ごみを自らごみステーションに排出することが困難な方を支援するため、対象となる方の玄関先からごみの収集を行うことや、大型ごみを家屋内から運び出すなど対応策について検討し、可能なところから取り組みます。また、その際の声かけなどによる安否確認についても検討します。

さらに、引っ越しや施設入所時など一時的に多量に排出されるごみの適正処理体制を確保します。

(2) 安全なごみ処理体制の確保

スプレー缶やカセットボンベ等に起因する収集あるいは処理時における火災や爆発事故、在宅医療に伴う医療系ごみ等による事故を防止するため、関係機関と連携して排出方法の周知を継続して徹底します。

(3) 適切な収集運搬体制の継続

現在の収集運搬体制を継続することを基本としますが、ごみ排出量の変化、ごみの分別やごみ処理体制の変更等に応じて適宜見直しの検討を行い、可能なところから取り組むことで、適切かつ効率的な収集運搬体制を確保し、市民サービスの維持・向上に努めます。

(4) 災害廃棄物の処理体制の確立

大規模な地震や水害等が発生した際には、災害廃棄物の処理を適正かつ迅速に行い、早期の生活環境の回復を図る必要があります。このため、関係機関等と連携しながら災害廃棄物処理計画を策定し、災害時の処理体制の確立に努めます。

(5) ごみの広域処理の推進

本市のごみ処理施設において訓子府町及び置戸町のごみを処理しています。今後も関係機関等と連携し、効率的かつ効果的なごみの広域処理を推進します。

(6) 野外焼却の防止

家庭や事業所におけるごみの野外焼却は、ダイオキシン類等の有害物質が発生することがあるため、原則禁止されています。関係機関と連携し、市民及び事業者への周知を継続して徹底します。

6 環境美化の推進

(1) 不法投棄の防止

不法投棄は、良好な地域環境を損ない、環境汚染を引き起こす懸念があります。警察等の関係機関と連携してパトロールを継続して実施するとともに、多発地点には監視カメラや警告看板を設置し、未然防止に努めます。

また、市民や事業者の協力のもと連絡体制を確立し、不法投棄の撲滅に努めます。

(2) ごみステーションの美化

ごみステーションにおいては、カラスや小動物によるごみの散乱、分別・排出ルールが守られない不適正排出などの問題があります。廃棄物減量等推進員との連携を図り、パトロールの実施や啓発活動を強化し、ごみステーションの美化に努めます。

また、ごみ飛散防止ネットを配布するなど支援していきます。

(3) 共同住宅のごみ排出マナー対策

共同住宅におけるごみの分別・排出マナーの向上を図るため、共同住宅所有者や仲介業者等の協力を得ながら、ごみの分別・排出マナーの周知や働きかけを行います。

また、共同住宅敷地内に専用のごみステーションを設置することを指導していきます。

(4) 清掃活動への支援

地域における清掃ボランティア活動の促進を図るため、清掃ボランティア袋の無料配付を継続します。また、多量のボランティアごみが発生した場合には、清掃実施者や関係機関等の協力を得ながら、円滑な収集運搬を実施します。

7 環境負荷の少ない適正処理の推進

(1) ごみの減容化・資源化の推進

燃やさないごみ及び粗大ごみは、破砕施設において、破砕して減容化したのちに選別を行い、それぞれの選別物の特性に応じて焼却処理・埋立処分・資源化しています。今後も継続してごみの減容化及び資源化を図ります。

(2) 熱エネルギーの有効利用

焼却施設では、ごみの焼却に伴い生じた熱を活用して発電や施設内の冷暖房等を行っています。この焼却施設は、平成26年度から5年かけて基幹的整備を行い、長期にわたる適正処理の継続及びエネルギー回収の向上が図れるようになりました。さらなる熱エネルギーの有効利用を推進します。

(3) 大気汚染物質の排出抑制と測定結果の公表

本市内及び近郊の環境を守るため、焼却施設の適正な維持管理を継続し、大気汚染物質の排出を抑制します。また、強い毒性を有するダイオキシン類について、定期的に施設からの排出濃度を測定し、その結果を公表します。

(4) 処理体制及び処理施設の整備

各自治区における処理体制及び処理施設における適正処理の継続を行っていきます。

施設更新にあたっては、多額の費用を要することから、市民の利便性や経済性等を勘案するほか、災害時に生じる廃棄物への対応も考慮し、関係法令に従い計画的に整備を行います。

(5) 最終処分場の延命化・整備

ごみの排出削減及びリサイクルにより埋立処分量の削減を図り、計画的な埋立処分及び最終処分場の延命化を推進します。

北見市最終処分場は、2020年度に埋立満了の見込みであることから、2021年度以降の埋立を開始できるよう最終処分場の整備を行います。

(6) 周辺環境に配慮した最終処分場の管理・運営

適正な埋立方法によるごみの飛散防止や浸出水の地下への漏洩を監視するシステムによる継続的な管理を行います。

浸出水及び周辺地下水の定期的な水質検査を行い、周辺環境の保全に配慮した管理・運営を継続します。

(7) 地球温暖化抑制対策と温室効果ガスの管理

最終処分場から発生する温室効果ガスの調査を行い、適正な維持管理を継続します。

第3編 生活排水処理基本計画

1 生活排水の処理体制

(1) 生活排水処理体制

生活排水は、日常生活において家庭から排出される汚水を示し、し尿と生活雑排水に分けられます。

本市の生活排水処理は、下水道及び浄化槽によるものが中心となっており、それらの処理水は河川などの公共用水域に排出しています。

汲み取りし尿及び浄化槽汚泥は、北見地区スクラムミックスセンターに投入後、北見市浄化センターで処理しています。

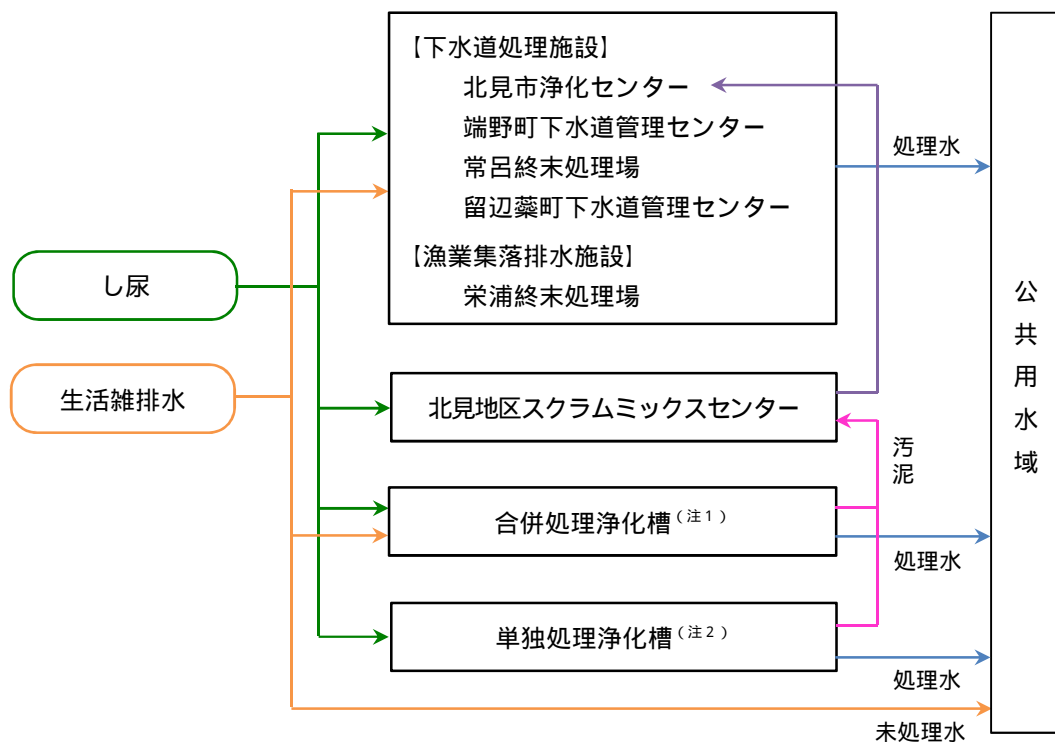


図 3-1 生活排水処理フロー

(注1) 合併処理浄化槽とは、トイレから排出されるし尿と台所や風呂・洗濯等で排出される生活雑排水の両方を浄化処理する装置です。

(注2) 単独処理浄化槽とは、トイレから排出されるし尿のみを浄化する装置で、台所や風呂・洗濯等で排出される生活雑排水は浄化せずにそのまま排出します。

(2) 生活排水処理施設

本市の生活排水処理施設を以下に示します。

表 3-1 生活排水処理施設

下水道処理施設	施設名	北見市浄化センター
	所在地	北見市春光町 6 丁目 8 番 35
	処理能力	69,700m ³ /日
	施設名	端野町下水道管理センター
	所在地	北見市端野町二区 604 番地
	処理能力	1,600m ³ /日
	施設名	常呂終末処理場
	所在地	北見市常呂町字土佐 68 番地 1
	処理能力	1,200m ³ /日
	施設名	留辺蘂町下水道管理センター
	所在地	北見市留辺蘂町泉 343 番地
	処理能力	3,200m ³ /日
漁業集落排水施設	施設名	栄浦終末処理場
	所在地	北見市常呂町字栄浦
	処理能力	600m ³ /日
郊外型投入施設	施設名	北見地区スクラムミックスセンター
	所在地	北見市端野町三区 773 番地 1
	処理能力	一時貯留槽 696 t

2 生活排水の処理状況

下水道や合併処理浄化槽によりし尿及び生活雑排水を処理している人口を生活排水処理人口といい、この人口が行政区域内人口に占める割合を生活排水処理率といいます。

平成 29 年度の生活排水処理率は 95.62%であり、下水道や合併処理浄化槽の普及が進んでいるため、生活排水処理率が年々増加しています。

表 3-2 生活排水処理形態別人口の推移

(単位：人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
行政区域内人口	124,528	123,487	122,295	121,264	120,189	118,776
1. 生活排水処理人口	117,161	116,635	115,859	115,338	114,575	113,576
下水道	114,581	114,000	113,152	112,568	111,705	110,701
漁業集落排水	218	225	238	212	240	230
合併処理浄化槽	2,362	2,410	2,469	2,558	2,630	2,645
2. 生活排水未処理人口	7,367	6,852	6,436	5,926	5,614	5,200
単独処理浄化槽	718	783	676	650	604	555
し尿汲み取り	6,649	6,069	5,760	5,276	5,010	4,645
生活排水処理率	94.08%	94.45%	94.74%	95.11%	95.33%	95.62%

生活排水未処理とは、し尿または生活雑排水のいずれかが未処理の場合

行政区域内人口は、9月末が調査基準日となる国が実施する一般廃棄物処理事業実態調査にあわせ、各年度9月末現在の人口を使用

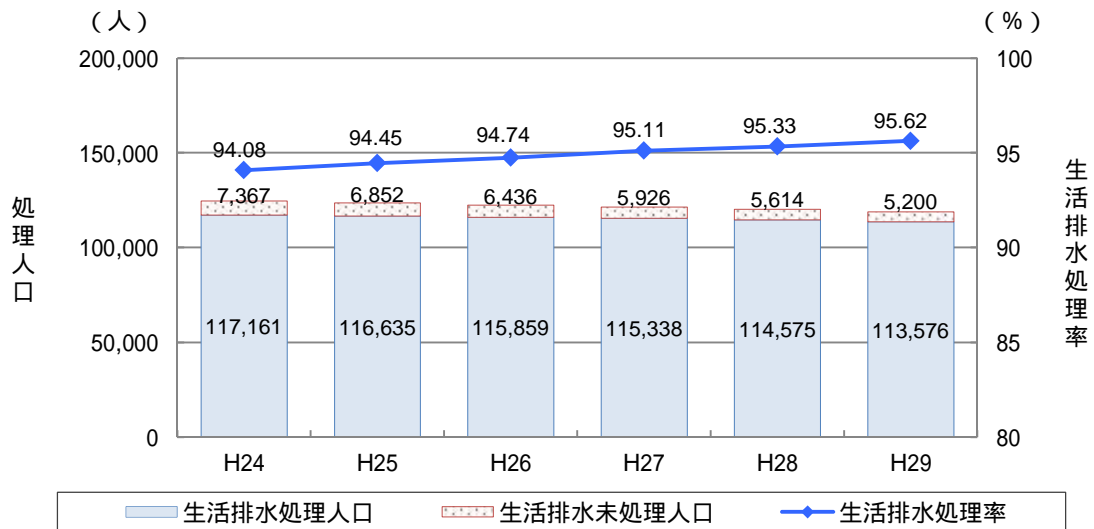


図 3-2 生活排水処理人口と生活排水処理率の推移

3 し尿・浄化槽汚泥の処理状況

(1) 収集運搬体制

北見自治区と常呂自治区では、し尿は委託業者、浄化槽汚泥は許可業者が収集運搬を行っています。端野自治区と留辺蘂自治区は、し尿及び浄化槽汚泥とも許可業者が収集運搬を行っています。

(2) し尿・浄化槽汚泥量

平成 29 年度のし尿・浄化槽汚泥量は、し尿が 4,226kL、浄化槽汚泥が 2,280kL であり、合計 6,506kL となっています。

し尿量は、平成 19 年度以降の 11 年間でみると減少しています。浄化槽汚泥は、平成 21 年度から平成 23 年度にかけて減少しましたが、それ以降は増加傾向にあります。

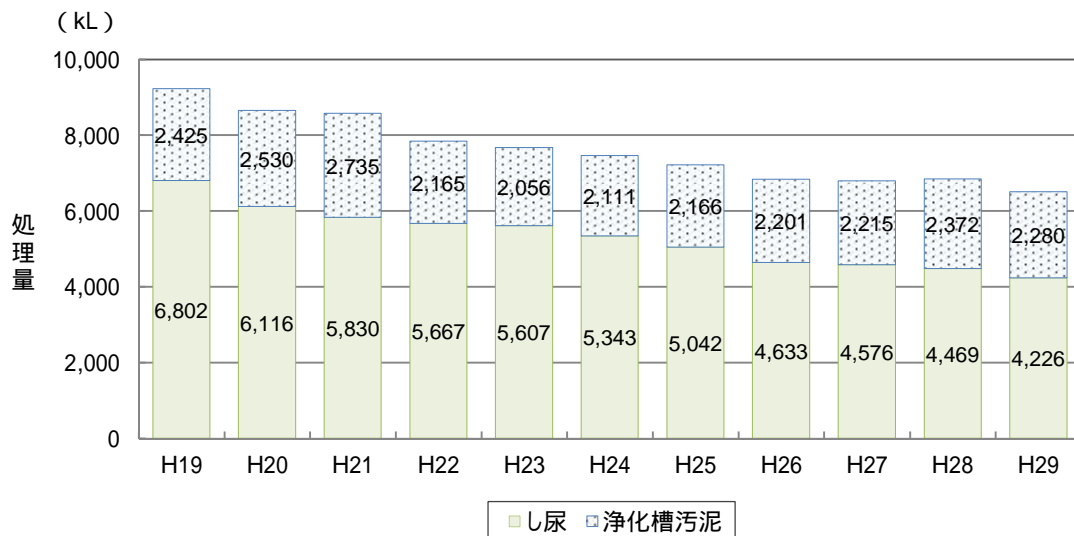


図 3-3 し尿・浄化槽汚泥量の推移

4 生活排水処理に関する課題

(1) 集合処理施設への早期接続

公共下水道や集落排水施設が整備されている区域にある世帯は、これら集合処理施設に接続して地域の生活環境の保全や公衆衛生の向上に努めることが求められます。未接続世帯に対して早期に接続するよう啓発・指導が必要です。

(2) 合併処理浄化槽の普及強化

集合処理に適さない区域では、合併処理浄化槽を設置して生活排水処理を行い、生活環境の保全や公衆衛生の向上に努めることが求められます。単独処理浄化槽あるいはし尿汲み取りによりし尿の処理を行っている世帯に対して、合併処理浄化槽の設置に向けた啓発・指導が必要です。また、公共下水道事業が計画変更されたことに伴い、計画区域が減少したことから、新たに個別処理の対象となった世帯に対して、合併処理浄化槽の設置を積極的に働きかける必要があります。

(3) 収集運搬体制の検討

生活排水処理施設の普及などによりし尿汲み取り量が減少しており、今後も減少することが見込まれます。効率的な収集運搬体制について検討し、市民サービスが低下しないようにする必要があります。

第2章 計画の基本フレーム

1 基本理念

地域の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るうえで、生活排水対策は重要です。

本市では、これまで下水道及び浄化槽を中心に生活排水の適正処理を推進し、公共用水域の汚濁防止や生活環境の改善を図ってきました。

今後も引き続き良好な生活環境を確保するため、生活排水の適正処理を進めていきます。このため、水環境保全の重要性についてより一層の啓発を行い、市民・事業者の生活排水処理に関する意識を高めます。

【基本理念】

環境にやさしく衛生的なまちの実現をめざして

2 基本方針

市民・事業者の理解と協力のもと、これまで進めてきた生活排水対策のさらなる充実を図るため、本計画では次の4つの基本方針を掲げ、水環境を保全していきます。

基本方針1：生活排水処理施設の整備の推進

基本方針2：下水道未接続者の早期接続に向けた啓発指導の強化

基本方針3：単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の啓発

基本方針4：し尿・浄化槽汚泥量に応じた収集運搬・処理体制の確保

3 数値目標

本計画の基本理念・目標の達成に向けて、生活排水処理率について数値目標を設定します。

【数値目標】 生活排水処理率 : 98.0%



表 3-3 生活排水処理形態別人口の目標値

(単位：人)

	2017年度 (平成29年度) (実績)	2023年度 (中間年度)	2028年度 (計画年度)
行政区域内人口	118,776	112,900	108,000
1. 生活排水処理人口	113,576	109,441	105,877
下水道	110,701	105,596	101,229
漁業集落排水	230	225	218
合併処理浄化槽	2,645	3,620	4,430
2. 生活排水未処理人口	5,200	3,459	2,123
単独処理浄化槽	555	370	227
し尿汲み取り	4,645	3,089	1,896
生活排水処理率	95.6%	96.9%	98.0%

9月末が調査基準日となる国が実施する一般廃棄物処理事業実態調査にあわせ、2017年度(平成29年度)は、平成29年9月末現在の人口を使用

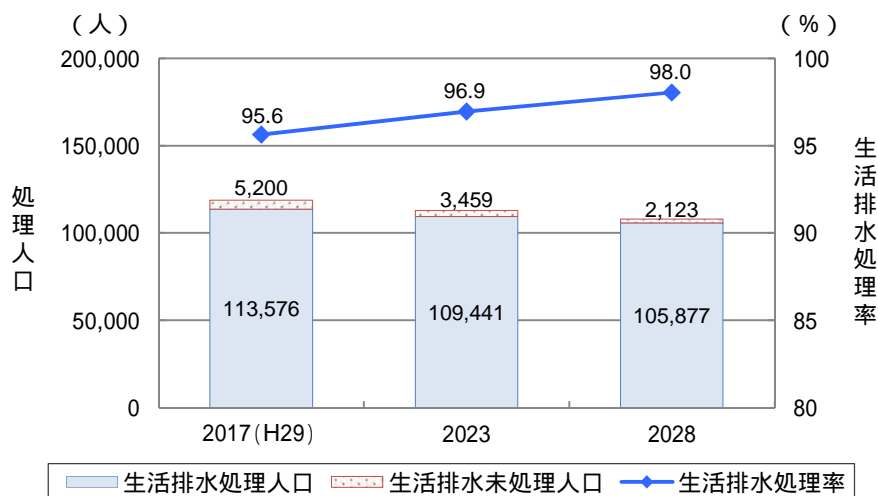


図 3-4 生活排水処理人口と生活排水処理率の目標値

1 生活排水の処理計画

(1) 集合処理する区域

集合処理する区域では、公共下水道及び集落排水施設で生活排水を適正処理します。これら集合処理施設が整備された区域については、早期接続がなされるよう啓発・指導をします。

(2) 個別処理する区域

集合処理に適さない区域では、合併処理浄化槽による生活排水の処理を推進し、合併処理浄化槽の設置者が適正な維持管理を実施するよう指導します。

単独処理浄化槽を設置し、し尿の処理を行っている世帯や事業所に対しては、生活雑排水をあわせて処理できる合併処理浄化槽に移行するよう啓発します。

また、下水道処理計画区域が減少することに伴い、新たに個別処理の対象となる世帯に対して、合併処理浄化槽の設置を積極的に働きかけていきます。

(3) 処理施設の整備

処理施設の整備は、地域特性や事業の効率性・経済性などを勘案して適切なものを選択し、計画的に整備していきます。

(4) 合併処理浄化槽設置に関する啓発

合併処理浄化槽の設置費補助制度について、広報やホームページを通じて市民への一層の周知を図り、生活排水処理の普及推進に努めます。

(5) 環境保全に関する啓発

生活排水処理に関する情報を広く市民・事業者にも周知するなど、公共用水域の水質汚濁防止や水環境保全に向けた啓発活動を行います。

2 し尿・浄化槽汚泥の処理計画

(1) 排出量の想定

し尿・浄化槽汚泥量は、計画目標年次(2028年度)において、し尿1,725kL、浄化槽汚泥3,485kL、合計5,210kLを見込みます。

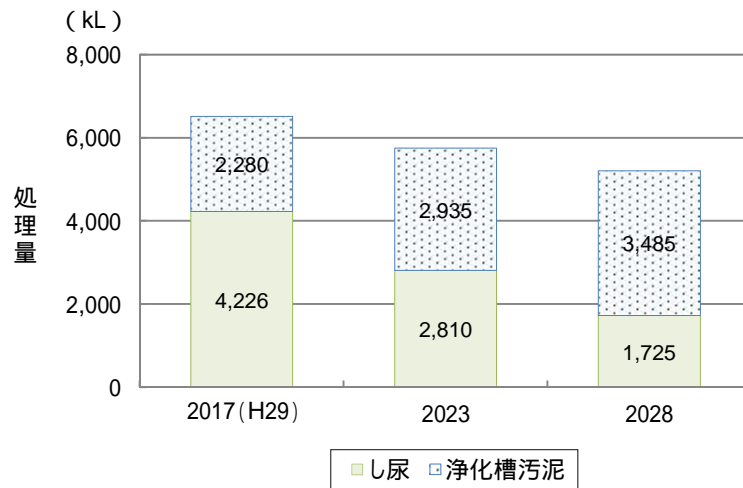


図 3-5 し尿・浄化槽汚泥量の想定

(2) 収集運搬に関する計画

し尿・浄化槽汚泥の収集運搬は、現在の体制を継続します。なお、今後、収集運搬量の減少が見込まれますが、これにより許可業者の営業が難しくなり、市民の生活に影響を及ぼすことがないように収集運搬業者との情報交換を密に行います。

(3) 処理に関する計画

し尿・浄化槽汚泥は、現行の処理施設において適正処理します。